

第28回中国ブロック発注者協議会幹事会

日時：令和7年6月23日（月）13：30～15：00

場所：広島合同庁舎1号館付属棟2階 大会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 出席者紹介

4. 議事

（1）「中国ブロック発注者協議会」設置要領の改正について（報告）

（2）令和6年度における目標達成度の公表について

（3）中国ブロックにおける新たな指標に対する令和7年度の実施方針について

（4）その他連絡事項

5. 閉会

第28回 中国ブロック発注者協議会幹事会

日時：令和7年6月23日（月）13:30～15:00

機 関 名		参加形式	出 席 者
警察庁 中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部会計課長	会場	藤田 真太郎（代理）
財務省 中国財務局	管財部 統括国有財産管理官	会場	藤本 光二（代理）
財務省 広島国税局	営繕監理官	会場	石野 勉（代理）
農林水産省 中国四国農政局	農村振興部 設計課長	WEB	小林 孝（代理）
中国地方整備局 企画部	企画部長	会場	吉岡 大藏
	技術調整管理官	会場	北木 清治
	技術開発調整官	会場	中野 崇
中国地方整備局 総務部	契約管理官	会場	細木 一男
中国地方整備局 建政部	建設産業調整官	会場	原田 明典
中国地方整備局 港湾空港部	港湾空港部 事業計画官	WEB	山口 慎介（代理）
中国地方整備局 営繕部	営繕品質管理官	会場	坂井 裕一
中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所長	WEB	竹田 佳宏
中国地方整備局 出雲河川事務所	出雲河川事務所長	WEB	児子 真也
中国地方整備局 岡山国道事務所	岡山国道事務所長	WEB	樋口 恒一郎
中国地方整備局 太田川河川事務所	太田川河川事務所長	会場	金銅 将史
中国地方整備局 山口河川国道事務所	山口河川国道事務所長	WEB	田村 桂一
国土交通省 中国運輸局	総務部会計課長	会場	北川 珠実
国土交通省 大阪航空局	技術管理官	WEB	佐藤 大介
海上保安庁 第六管区海上保安本部	経理補給部経理課長	会場	松岡 秀和
環境省 中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長	WEB	似田貝 諭
防衛省 中国四国防衛局	調達部 調達計画課長	会場	柳元 章宏
鳥取県	農林水産部 農業振興監 農地・水保全課長	WEB	川内 大輔（代理）
	県土整備部 県土整備部参事監 技術企画課長	WEB	岡 秀樹（代理）
島根県	農林水産部 農村整備課長	WEB	桑本 巧（代理）
	土木部 技術管理課長	WEB	中島 敬（代理）
岡山県	土木部 技術管理課長	WEB	守屋 正義
	農林水産部 参与	WEB	片山 祐一
広島県	農林水産局 農林整備管理課長	会場	友瀧 正道
	土木建築局 技術管理担当監	会場	菊田 勇平
山口県	農林水産部 農村整備課長	WEB	大嶋 康憲（代理）
	土木建築部 技術管理課長	WEB	木村 健一
岡山市	財政局財務部 工事契約担当課長	会場	佐守 国安
	財政局財務部 監理検査課長	会場	田村 隆洋
広島市	都市整備局 技術管理課長	会場	山口 速人※1
鳥取市	都市整備部 次長	WEB	河田 耕一※2
	総務部 検査契約課長	WEB	岸田 美洋（代理）※2
松江市	財政部 契約検査課長	WEB	藤原 稔
	財政部 建設工事監理室長	WEB	高梨 寿夫
倉敷市	総務部 工事検査課長	WEB	幸田 光弘
三原市	財務部 契約課長	WEB	歌谷 義昭
山口市	総務部 契約監理課長	WEB	川野 英明
	都市整備部 道路建設課長	WEB	田中 秀実
	都市整備部 建築課長	WEB	平井 健
西日本高速道路(株) 中国支社	技術管理担当課長	会場	平山 賢太郎
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	副所長	WEB	熊井 貴弘
広島高速道路公社	企画調査部 技術管理課長	会場	竹岡 佳宏

※1幹事が出席できない場合は代理出席又はTeams参加する。

※2予定変更になる場合がある。

「中国ブロック発注者協議会」設置要領

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 10 月 9 日から施行する。
この要領は、平成 23 年 7 月 13 日から施行する。
この要領は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。
この要領は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。
この要領は、平成 25 年 7 月 9 日から施行する。
この要領は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。
この要領は、平成 27 年 9 月 2 日から施行する。
この要領は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。
この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。
この要領は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。
この要領は、令和元年 7 月 23 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 6 月 16 日から施行する。
この要領は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。
この要領は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

4

	三原市	財務部	部長	
	山口市	総務部	部長	
		都市整備部	部長	
	西日本高速道路(株)	中国支社 建設・改築事業部	部長	
	本州四国連絡高速道路 (株)	しまなみ尾道管理セン ター	所 長	本四代表
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センタ ー	副所長	
	広島高速道路公社		理 事	
事務局	国土交通省	中国・四国総合事務所	所 長	
		中国地方整備局 総務部	総務部長	
		中国地方整備局 企画部	企画部長	

第7条関係(幹事会)

別紙－2

	所 属	部 署	役 職	備 考
副幹事長	警察庁	中国四国管区警察局 総務監察・広域調整部	会計課長	
	財務省	中国財務局 管財部	統括国有財産管理官	
		広島国税局 総務部	営繕監理官	
	農林水産省	中国四国農政局 農村振興部	設計課長	
幹事長	林野庁	近畿中国森林管理局 総務企画部	経理課長	
		近畿中国森林管理局 計画保全部	治山課長	
	国土交通省	中国地方整備局 企画部	企画部長	
			技術調整管理官	
			技術開発調整官	
		中国地方整備局 総務部	契約管理官	
		中国地方整備局 建政部	建設産業調整官	
		中国地方整備局 港湾空港部	事業計画官	
		中国地方整備局 営繕部	営繕品質管理官	
		中国地方整備局	各県代表事務所長	各県
		中国運輸局 総務部	会計課長	
		大阪航空局	技術管理官	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部 経理補給部	経理課長	
	環境省	中国四国地方環境事務所 自然環境整備課	自然環境整備課長	
	防衛省	中国四国防衛局 調達部	調達計画課長	
広島高等裁判所	会計課	首席技官	オブ	
鳥取県	農林水産部 農業振興局 農地・水保全課	参事監兼 課長		
	県土整備部	技術企画課長		
島根県	農林水産部	農村整備課長		
	土木部	技術管理課長		
岡山県	農林水産部	農林水産部参与		
	土木部	技術管理課長		

	広島県	農林水産局	農林整備管理課長	
		土木建築局 技術企画課	技術管理担当監	
	山口県	農林水産部	農村整備課長	
		土木建築部	技術管理課長	
	岡山市	財政局財務部	工事契約担当課長	
			監理検査課長	
	広島市	都市整備局	技術管理課長	
	鳥取市	総務部	検査契約課長	
		都市整備部	次長	
	松江市	財政部	契約検査課長	
			建設工事監理室長	
	倉敷市	総務部	工事検査課長	
	三原市	財務部	契約課長	
	山口市	総務部	契約監理課長	
		都市整備部	道路建設課長	
			建築課長	
	西日本高速道路(株)	中国支社 建設・改築事業部	技術管理担当課長	
	本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター ＝総務課	マネージャー	
		人形峠環境技術センター ＝施設管理課	課長	
	広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長	
	日本下水道事業団	中国・四国総合事務所 プロジェクトマネジメント室	室長	
事務局	国土交通省	中国地方整備局		

令和6年度における目標達成度の公表について



運用指針に基づく指標設定(R6)

◆品確法運用指針の全国統一指標

各発注機関が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、体系的にとりまとめた指標(R2.1.30改定)

	工事	測量、調査及び設計【新】
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定 ② 歩切りの根拠 ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ④ 施工時期の平準化【新】 ⑤ 適正な工期設定【新】 ⑥ 適切な設計変更 ⑦ 発注者間の連携体制の構築	① 予定価格の適正な設定 ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ③ 履行期間の平準化 ④ 適正な履行期間の設定 ⑤ 適切な設計変更 ⑥ 発注者間の連携体制の構築
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上【新】 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ 総合評価落札方式の改善【新】 ④ 見積りの活用 ⑤ 余裕期間制度の活用 ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化	① ICTを活用した生産性向上 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ④ 履行状況の確認 ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化
災害対応	① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携	

◆中国ブロック発注者協議会の目標9項目(R3～R5)

- 前回(H30～R2)の目標項目のうち、達成度が低い項目及び全国統一指標を取り込んだ目標
- ① 地域平準化率(施工時期の平準化)
 - ② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
 - ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況
 - ④ 予定価格の事後公表の実施状況
 - ⑤ 入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況
 - ⑥ 入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況
 - ⑦ 地域平準化率(履行期限の分散)
 - ⑧ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況
 - ⑨ ウィークリースタンスの実施状況
- ※全国統一指標
※地域独自指標
※①～⑥:工事、⑦～⑨:業務

R6の指標

R3～R5の目標のうち、達成度の低い項目などを考慮し、R6は以下の目標9項目の設定している。

- ① 地域平準化率(施工時期の平準化)
- ② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況
- ④ 予定価格の事後公表の実施状況
- ⑤ 入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況
- ⑥ ICT活用工事(土工)の発注者指定型の取り組み状況
- ⑦ 地域平準化率(履行期限の分散)
- ⑧ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況
- ⑨ ウィークリースタンスの実施状況

※全国統一指標
※地域独自指標
※①～⑥:工事、⑦～⑨:業務

令和6年度の目標達成状況について

	■工事												■測量、調査及び設計(業務)					
	(全国統一指標)						(中国ブロック独自指標)						(全国統一指標)			(中国ブロック独自指標)		
	指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤		指標⑥		指標⑦		指標⑧		指標⑨	
	地域平準化率 (施工時期の平準化)		週休2日対象工事の実 施状況 (適正な工期設定)		低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 (ダンピング対策)		予定価格の事後公表の実 施状況		入札契約制度(総合評価 落札方式)の基準の設定 状況		ICT活用工事(土工)の発注 者指定型の取り組み状況 ※ICT活用工事(土工)の発 注者指定型に関するガイドラ イン若しくは要領等を作成して いる		地域平準化率 (履行期限の分散)		低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 (ダンピング対策)		ウィークリースタンスの実 施状況	
	実績値	R6目標値	実績値	R6目標値	実績値	R6目標値	達成率	達成機関数	達成率	達成機関数	達成率	達成機関数	実績値	R6目標値	実績値	R6目標値	達成率	達成機関数
国等	0.88	0.90	0.98	1.00	0.96	1.00	100%	15/15	87%	13/15	60%	6/10	0.44	0.35	0.93	1.00	73%	11/15
鳥取県	0.78		0.83		0.92		75%	15/20	70%	14/20	100%	1/1	0.42		0.90		55%	11/20
島根県	0.73		0.95		0.90		30%	6/20	65%	13/20	100%	1/1	0.49		0.76		50%	10/20
岡山県	0.68		0.71		1.00		71%	20/28	71%	20/28	100%	2/2	0.46		0.94		29%	8/28
広島県	0.79		0.72		1.00		58%	14/24	96%	23/24	100%	2/2	0.46		1.00		46%	11/24
山口県	0.76		0.95		0.97		95%	19/20	90%	18/20	100%	1/1	0.42		0.59		80%	16/20
全体	0.76		0.84		0.96		70%	89/127	80%	101/127	76%	13/17	0.45		0.85		53%	67/127

※1: ○／○は、達成機関数／全体機関数 を示す
※2: 国等には、特殊法人等を含む
※3: 各県には、全県内市町村を含む

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[鳥取県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R6）

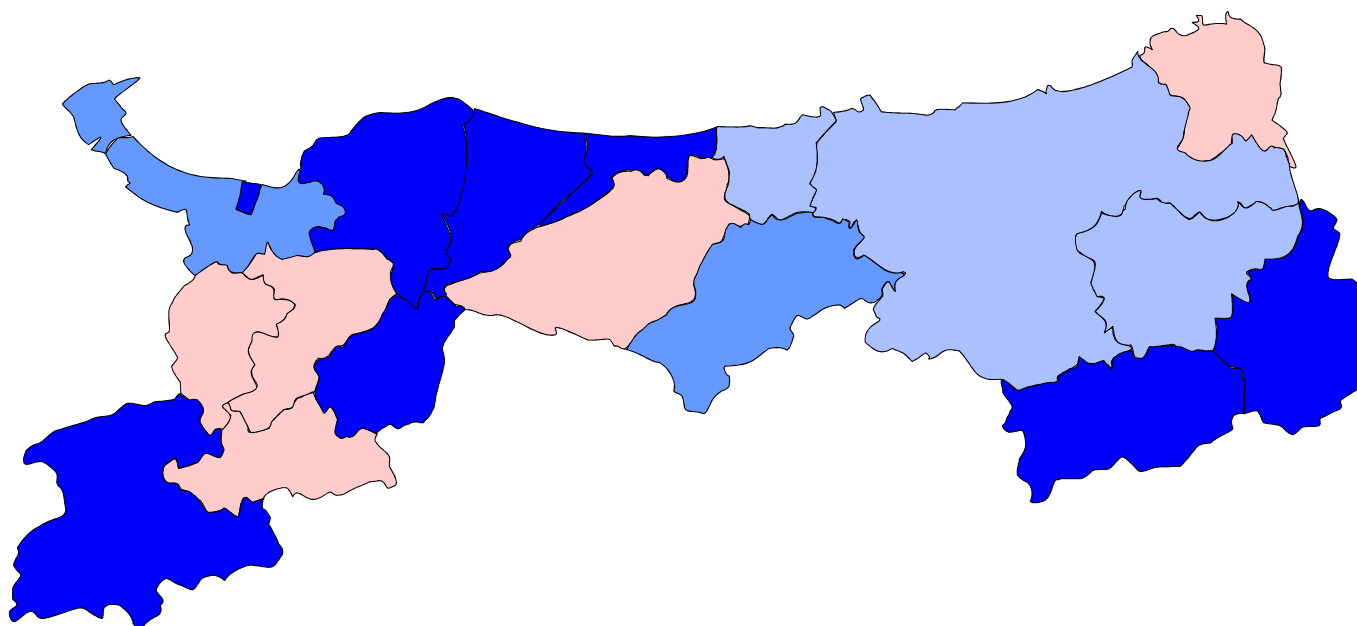
凡例（地域平準化率）

0.8以上

0.7以上～0.8未満

0.6以上～0.7未満

0.6未満



■実績値（R6）と目標値（R7）

市町村	地域平準化率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
鳥取県	0.87	0.90
鳥取市	0.64	
米子市	0.70	
倉吉市	0.52	
境港市	0.71	
岩美町	0.25	
若桜町	0.80	
智頭町	0.86	
八頭町	0.64	
三朝町	0.71	
湯梨浜町	0.68	
琴浦町	0.86	
北栄町	0.82	
日吉津村	1.33	
大山町	0.83	
南部町	0.33	
伯耆町	0.58	
日南町	1.17	
日野町	0.00	
江府町	1.33	
鳥取県域	0.78	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[島根県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

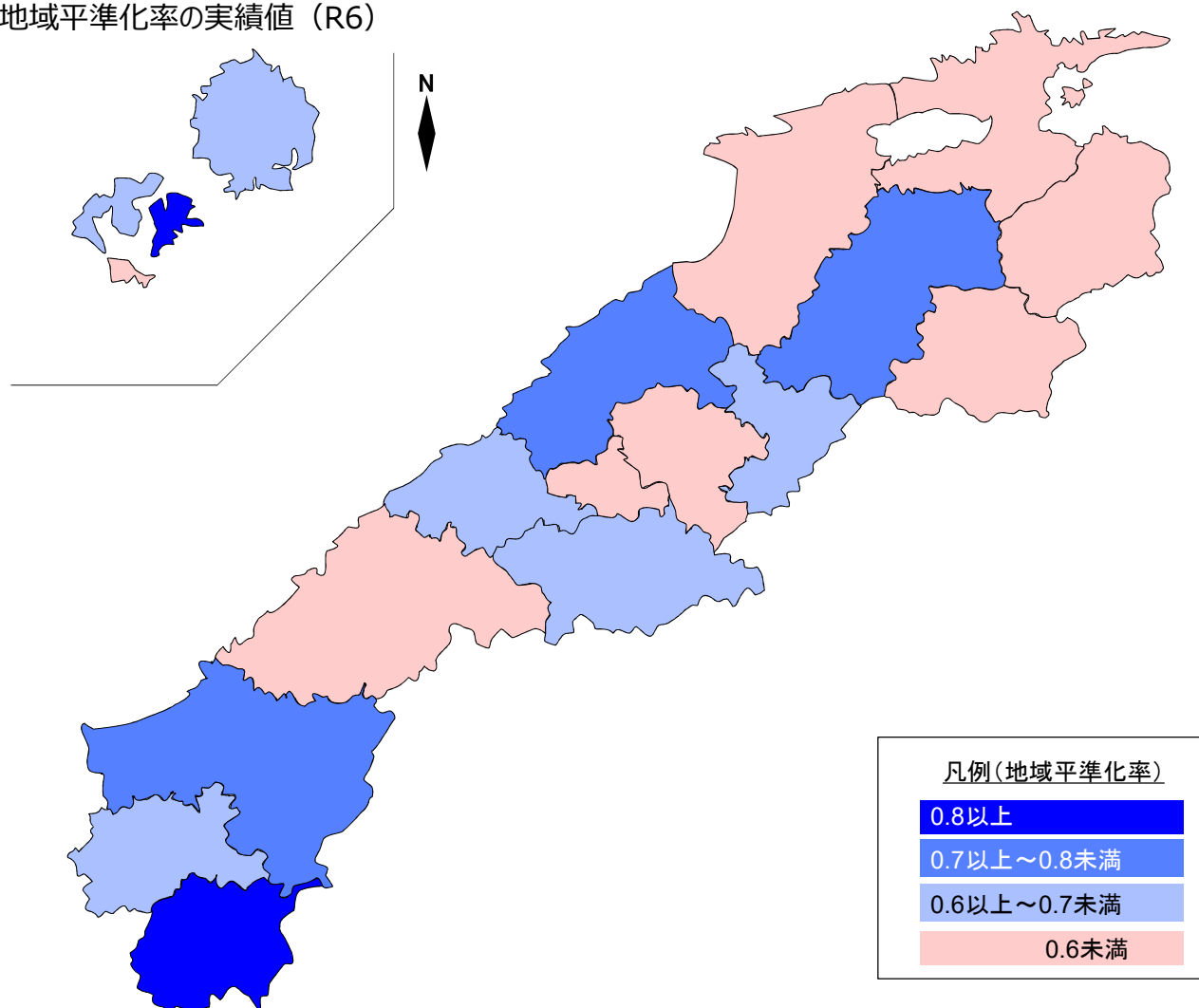
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R6）



■実績値（R6）と目標値（R7）

市町村	地域平準化率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
島根県	0.84	0.90
松江市	0.54	
浜田市	0.51	
出雲市	0.54	
益田市	0.70	
大田市	0.75	
安来市	0.48	
江津市	0.64	
雲南市	0.78	
奥出雲町	0.54	
飯南町	0.66	
川本町	0.49	
美郷町	0.44	
邑南町	0.62	
津和野町	0.65	
吉賀町	0.80	
海士町	0.82	
西ノ島町	0.60	
知夫村	0.00	
隠岐の島町	0.68	
島根県域	0.73	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[岡山県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R6）

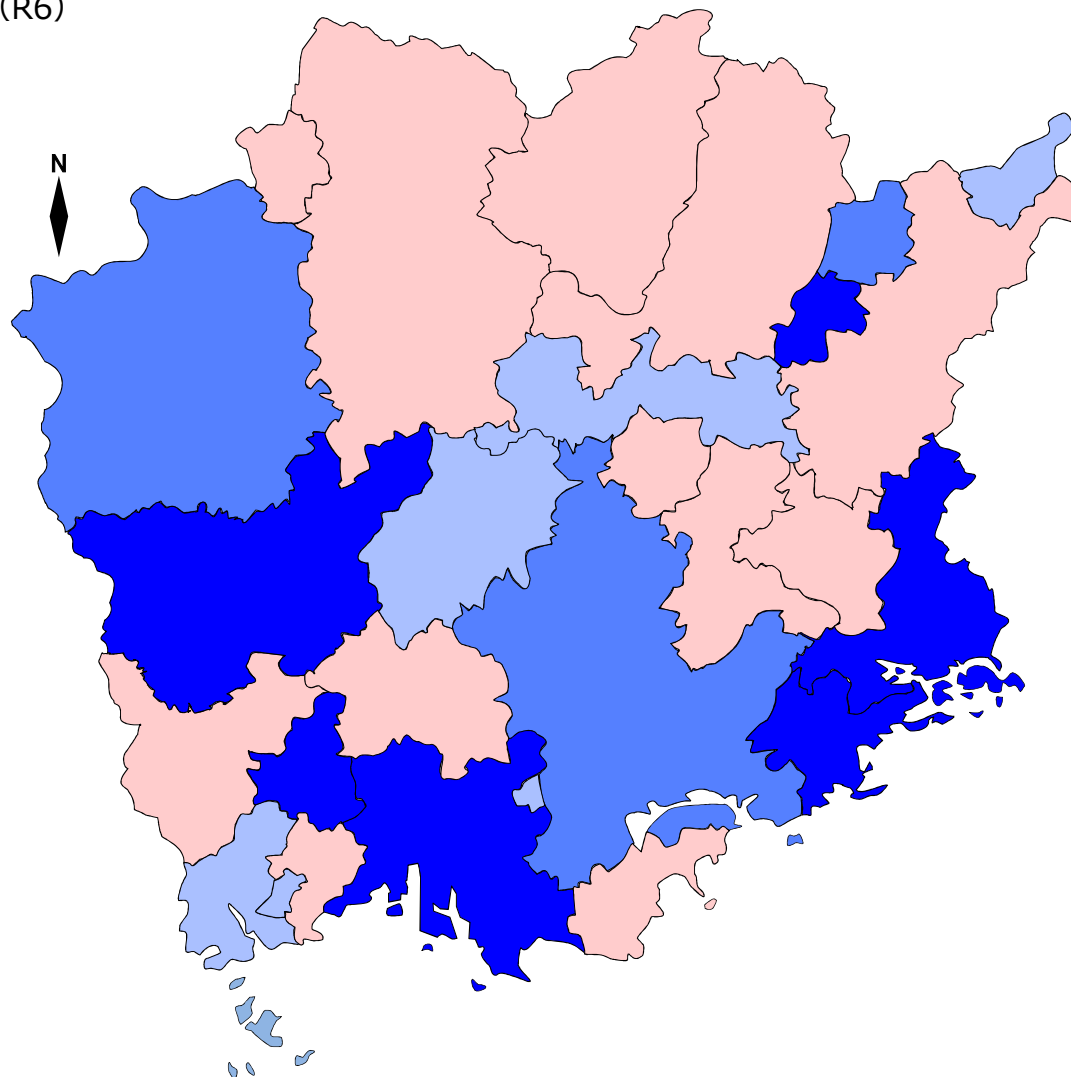
凡例（地域平準化率）

0.8以上

0.7以上～0.8未満

0.6以上～0.7未満

0.6未満



■実績値（R6）と目標値（R7）

市町村	地域平準化率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
岡山県	0.69	0.90
岡山市	0.72	
倉敷市	0.82	
津山市	0.53	
玉野市	0.35	
笠岡市	0.65	
井原市	0.42	
総社市	0.59	
高梁市	0.80	
新見市	0.74	
備前市	0.81	
瀬戸内市	0.84	
赤磐市	0.31	
真庭市	0.50	
美作市	0.33	
浅口市	0.53	
和气町	0.33	
早島町	0.60	
里庄町	0.67	
矢掛町	0.99	
新庄村	0.12	
鏡野町	0.39	
勝央町	1.02	
奈義町	0.79	
西粟倉村	0.62	
久米南町	0.42	
美咲町	0.64	
吉備中央町	0.65	
岡山県域	0.68	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[広島県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

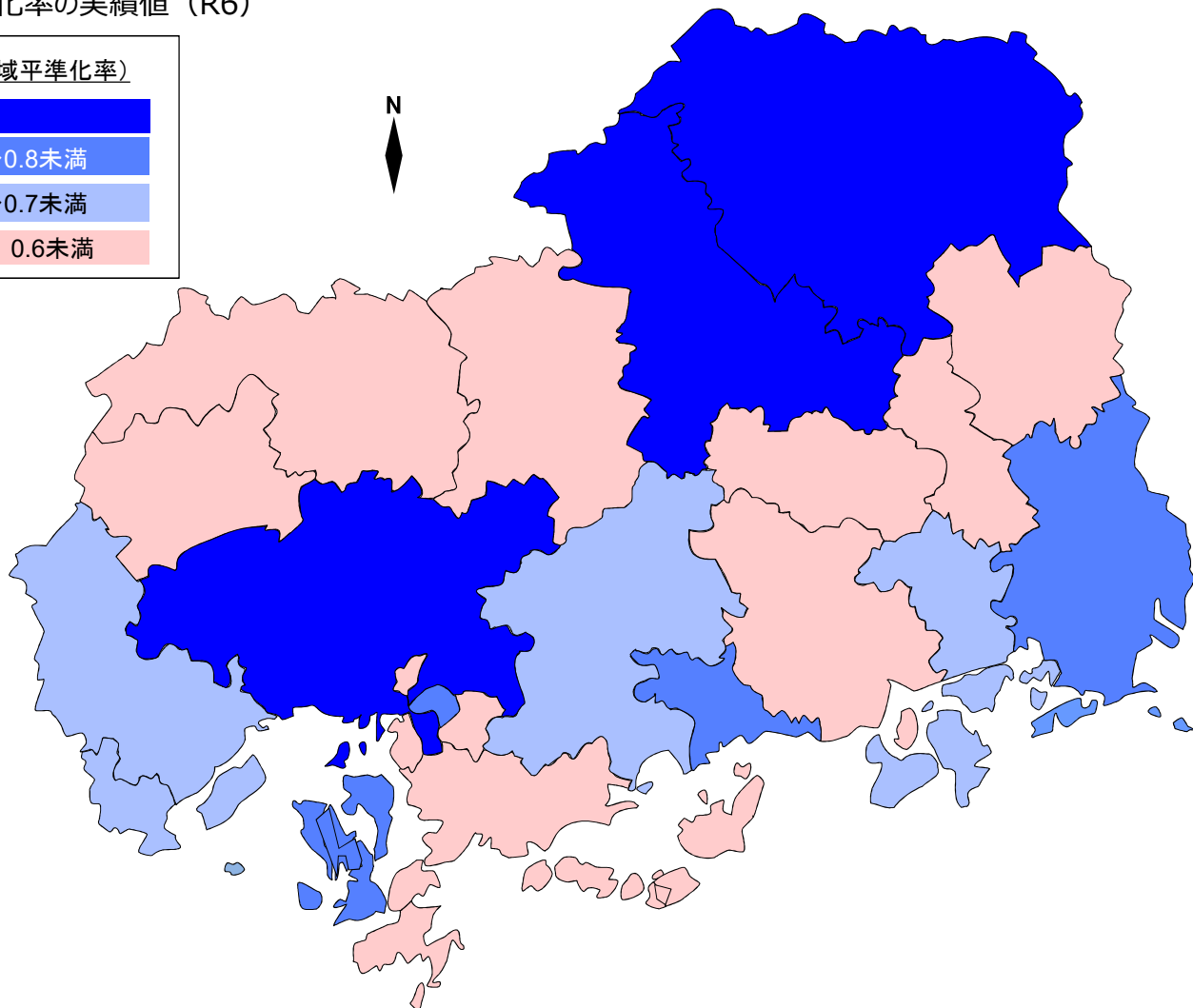
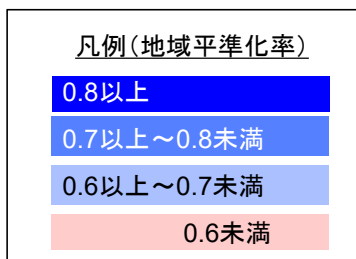
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R6）



■実績値（R6）と目標値（R7）

市町村	地域平準化率	
	実績値 （R 6）	目標値 （R 7）
広島県	0.93	0.90
広島市	0.85	
三原市	0.56	
呉市	0.58	
竹原市	0.78	
尾道市	0.61	
福山市	0.72	
府中市	0.57	
三次市	0.84	
庄原市	0.92	
大竹市	0.69	
東広島市	0.60	
廿日市市	0.66	
安芸高田市	0.64	
江田島市	0.75	
府中町	0.58	
海田町	0.77	
熊野町	0.46	
坂町	0.38	
安芸太田町	0.55	
北広島町	0.55	
大崎上島町	0.31	
世羅町	0.29	
神石高原町	0.36	
広島県域	0.79	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[山口県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

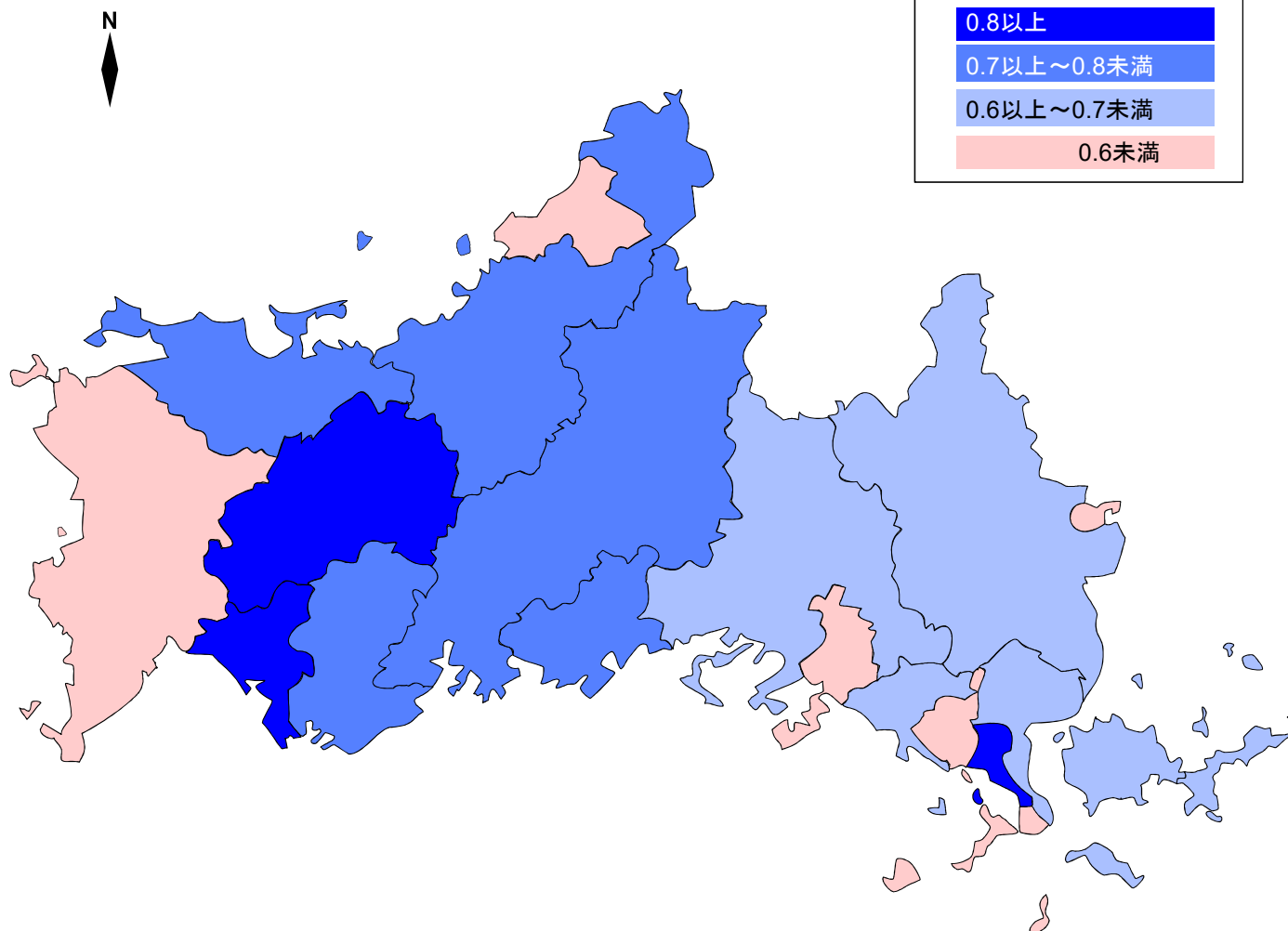
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R6）



■実績値（R6）と目標値（R7）

市町村	地域平準化率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
山口県	0.84	0.90
山口市	0.72	
下関市	0.58	
宇部市	0.71	
萩市	0.71	
防府市	0.75	
下松市	0.47	
岩国市	0.64	
光市	0.62	
長門市	0.79	
柳井市	0.66	
美祢市	0.83	
周南市	0.67	
山陽小野田市	0.88	
周防大島町	0.64	
和木町	0.43	
上関町	0.43	
田布施町	0.58	
平生町	1.07	
阿武町	0.41	
山口県域	0.76	

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[鳥取県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■ 週休2日対象工事率の実績値(R6)

凡例(週休2日対象工事率)

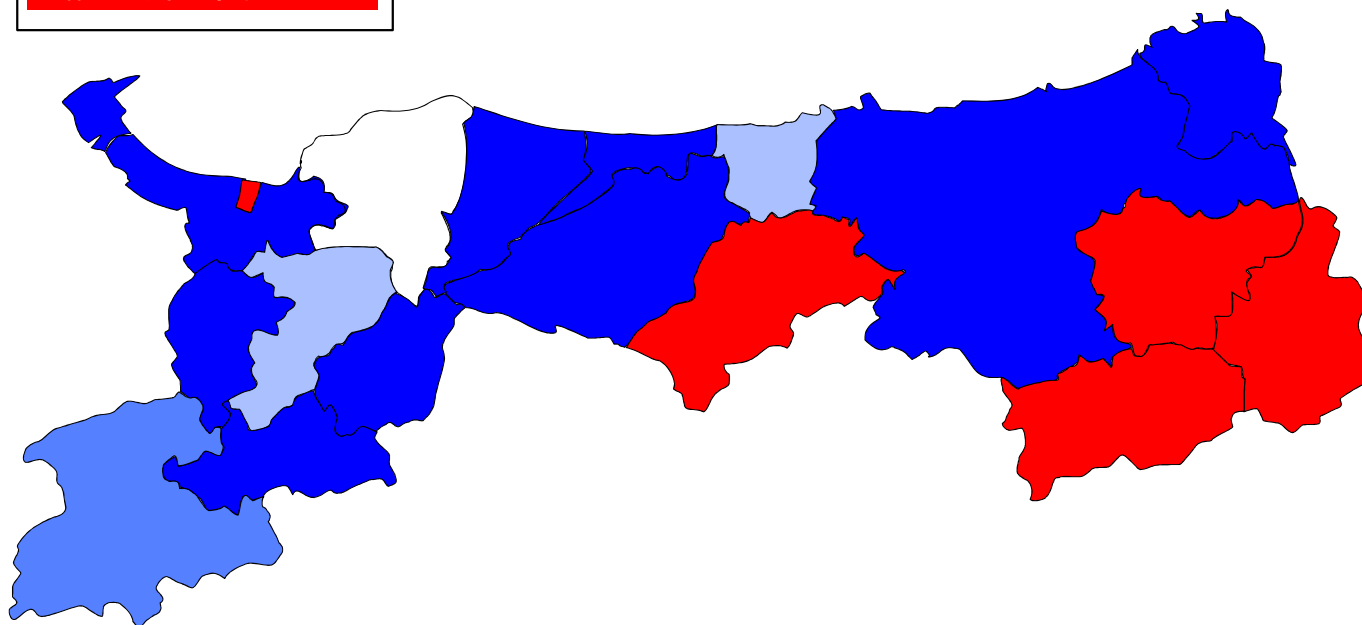
週休2日対象工事率0.6以上

週休2日対象工事率0.4～0.6

週休2日対象工事率0.2～0.4

週休2日対象工事率0.01～0.2

週休2日対象工事率0.0



■ 実績値(R6)と目標値(R7)

市町村	週休2日対象工事率	
	実績値(R6)	目標値(R7)
鳥取県	1.00	1.00
鳥取市	1.00	
米子市	0.93	
倉吉市	1.00	
境港市	1.00	
岩美町	0.78	
若桜町	0.00	
智頭町	0.00	
八頭町	0.00	
三朝町	0.00	
湯梨浜町	0.32	
琴浦町	0.90	
北栄町	0.94	
日吉津村	0.00	
大山町	-	
南部町	1.00	
伯耆町	0.23	
日南町	0.45	
日野町	1.00	
江府町	1.00	
鳥取県域	0.83	

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$

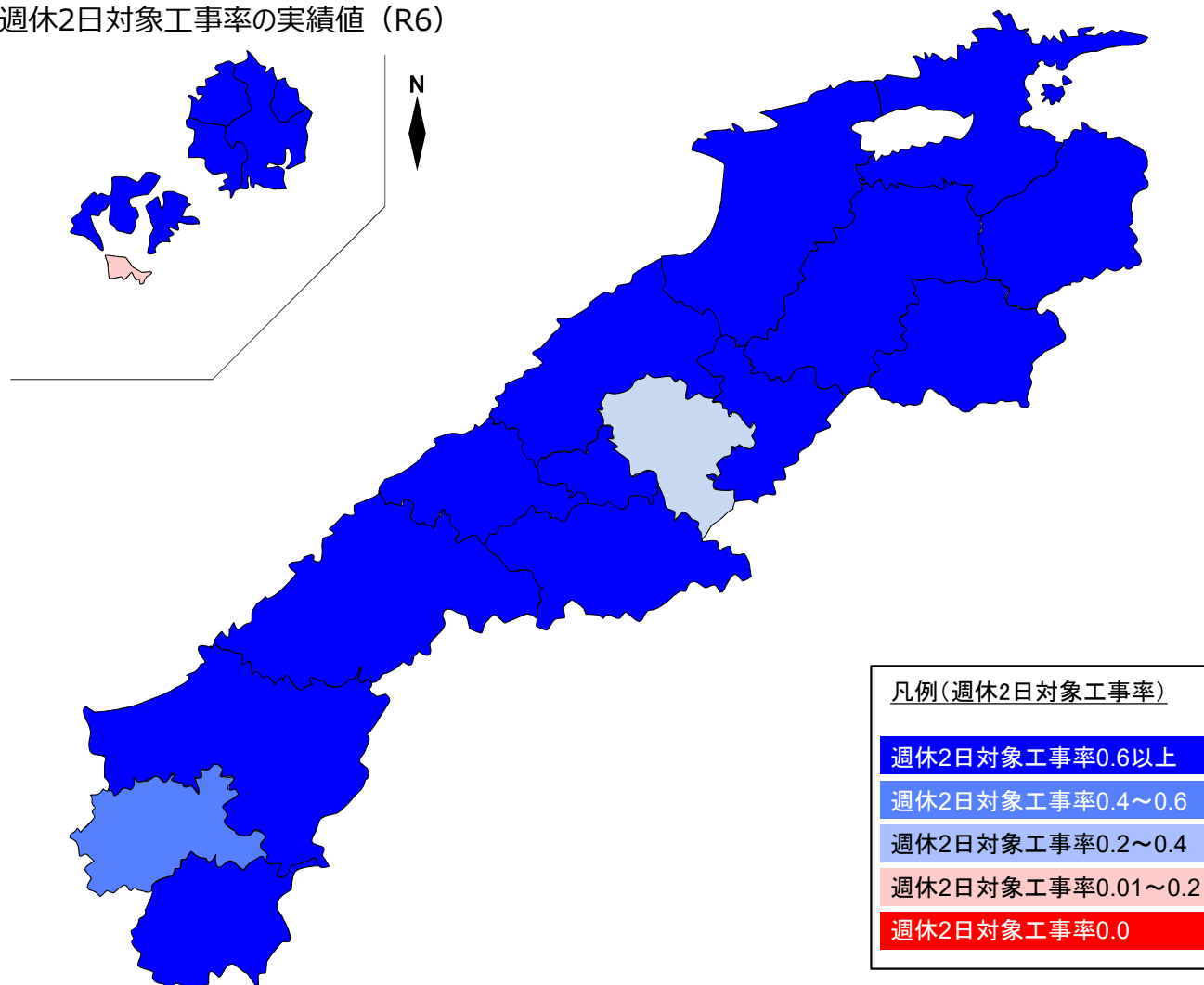
対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義（全工事件数）から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

■週休2日対象工事率の実績値（R6）



■実績値（R6）と目標値（R7）

市町村	週休2日対象工事率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
島根県	1.00	1.00
松江市	1.00	
浜田市	0.65	
出雲市	1.00	
益田市	1.00	
大田市	0.94	
安来市	1.00	
江津市	0.97	
雲南市	1.00	
奥出雲町	1.00	
飯南町	1.00	
川本町	0.61	
美郷町	0.31	
邑南町	1.00	
津和野町	0.43	
吉賀町	1.00	
海士町	1.00	
西ノ島町	1.00	
知夫村	0.06	
隠岐の島町	0.96	
島根県域	0.95	

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[岡山県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

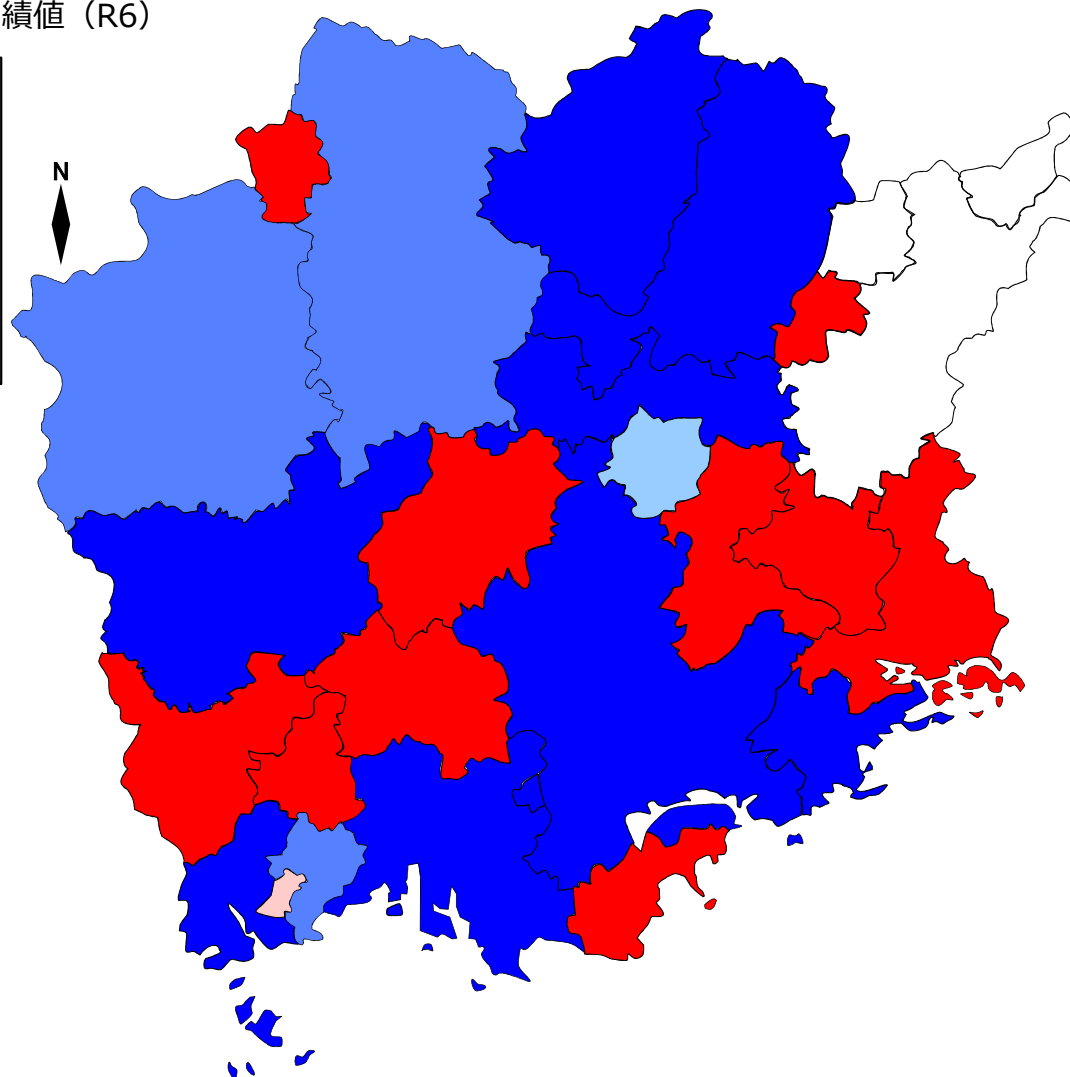
週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R6)

凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.6以上
週休2日対象工事率0.4～0.6
週休2日対象工事率0.2～0.4
週休2日対象工事率0.01～0.2
週休2日対象工事率0.0



■実績値(R6)と目標値(R7)

市町村	週休2日対象工事率	
	実績値(R6)	目標値(R7)
岡山県	1.00	1.00
岡山市	1.00	
倉敷市	1.00	
津山市	1.00	
玉野市	0.00	
笠岡市	1.00	
井原市	0.00	
総社市	0.00	
高梁市	0.76	
新見市	0.57	
備前市	0.00	
瀬戸内市	1.00	
赤磐市	0.00	
真庭市	0.59	
美作市	-	
浅口市	0.48	
和気町	0.00	
早島町	0.94	
里庄町	0.08	
矢掛町	0.00	
新庄村	0.00	
鏡野町	1.00	
勝央町	0.00	
奈義町	-	
西粟倉村	-	
久米南町	0.26	
美咲町	0.81	
吉備中央町	0.00	
岡山県域	0.71	

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[広島県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R6)

凡例(週休2日対象工事率)

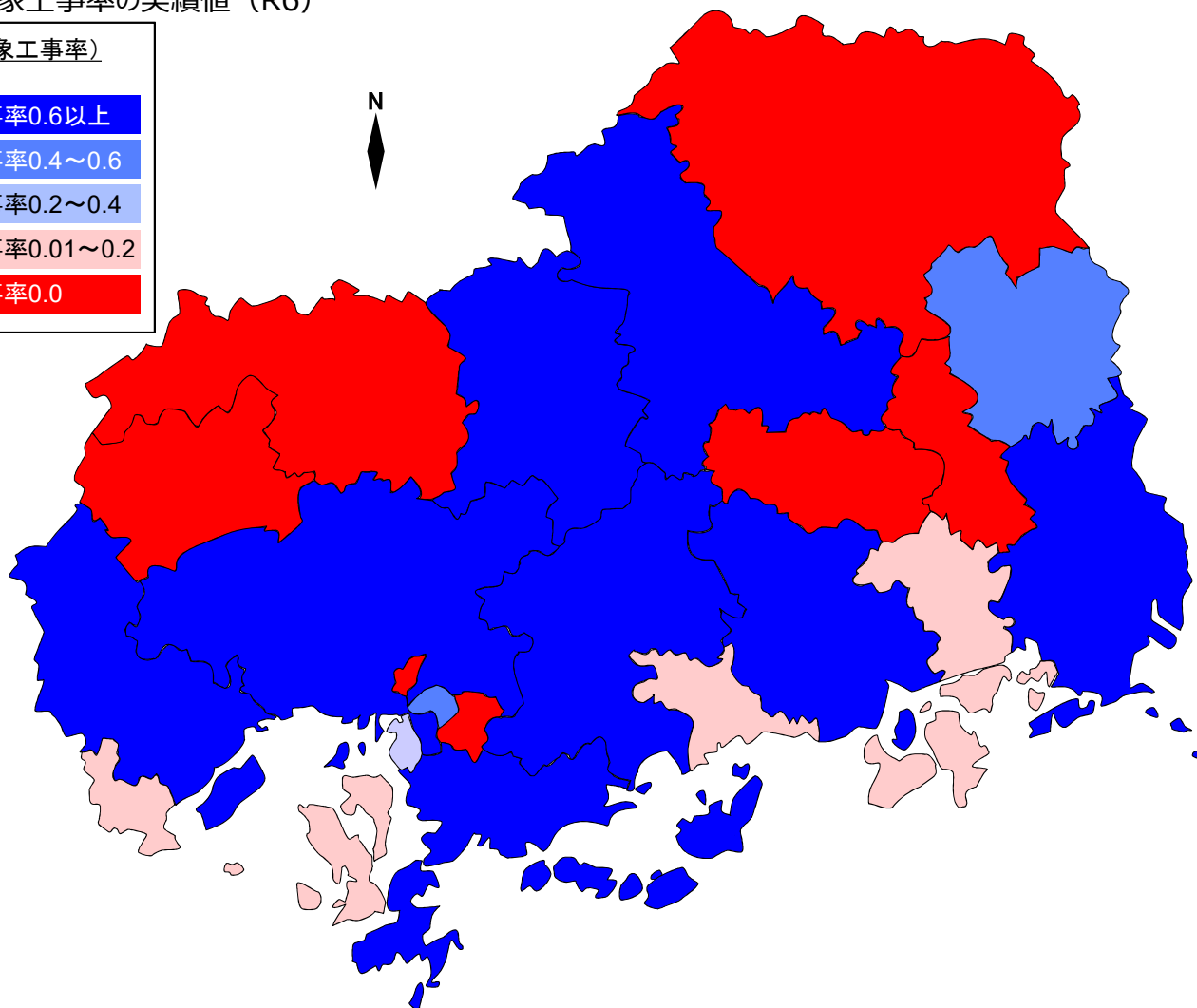
週休2日対象工事率0.6以上

週休2日対象工事率0.4～0.6

週休2日対象工事率0.2～0.4

週休2日対象工事率0.01～0.2

週休2日対象工事率0.0



■実績値(R6)と目標値(R7)

市町村	週休2日対象工事率	
	実績値(R6)	目標値(R7)
広島県	1.00	1.00
広島市	1.00	
三原市	1.00	
呉市	1.00	
竹原市	0.08	
尾道市	0.06	
福山市	0.95	
府中市	0.00	
三次市	1.00	
庄原市	0.00	
大竹市	0.03	
東広島市	1.00	
廿日市市	1.00	
安芸高田市	0.78	
江田島市	0.04	
府中町	0.00	
海田町	0.46	
熊野町	0.00	
坂町	0.26	
安芸太田町	0.00	
北広島町	0.00	
大崎上島町	1.00	
世羅町	0.00	
神石高原町	0.56	
広島県域	0.72	

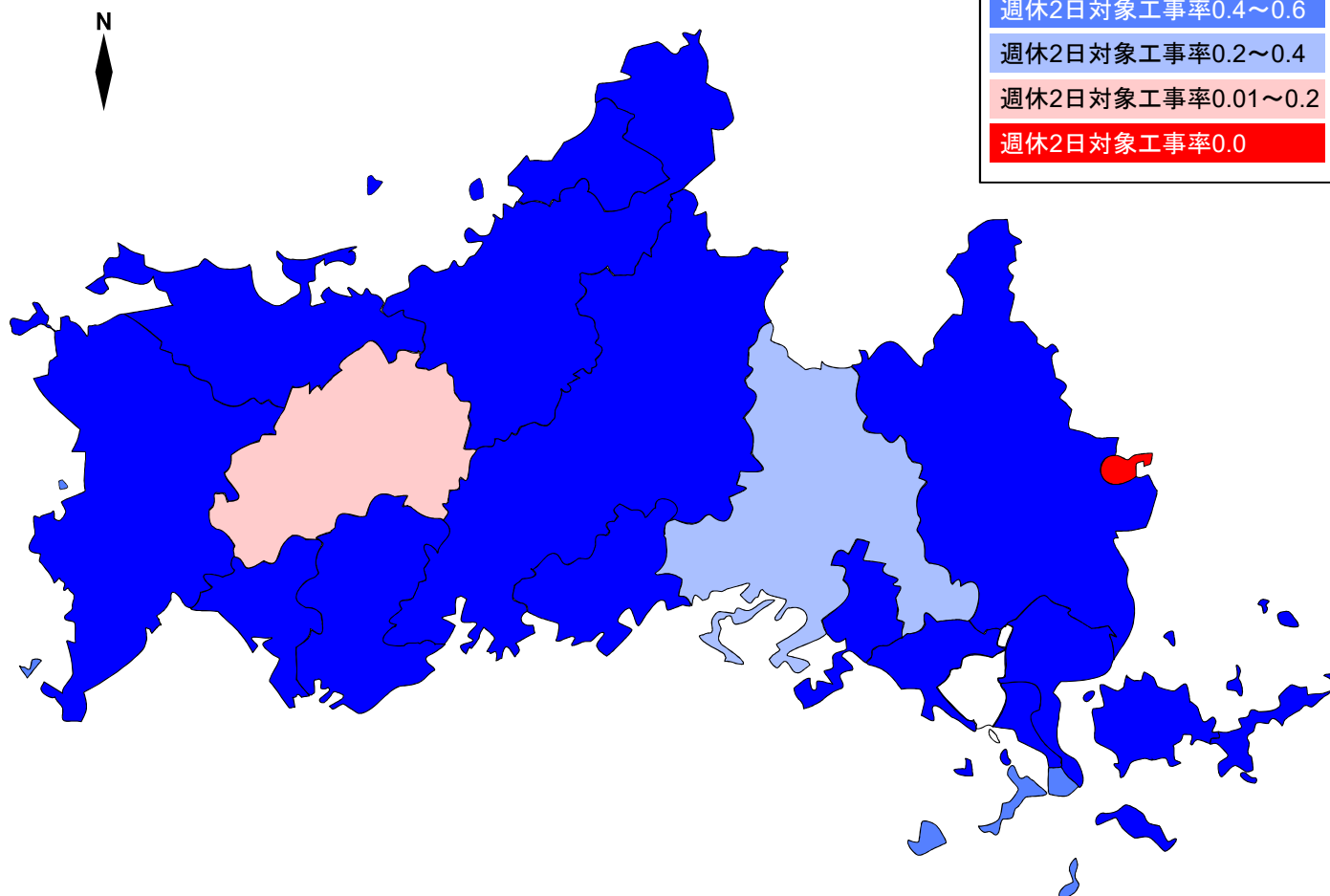
週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R6)



■実績値(R6)と目標値(R7)

市町村	週休2日対象工事率	
	実績値 (R6)	目標値 (R7)
山口県	1.00	1.00
山口市	1.00	
下関市	1.00	
宇部市	1.00	
萩市	1.00	
防府市	0.94	
下松市	0.77	
岩国市	1.00	
光市	1.00	
長門市	1.00	
柳井市	1.00	
美祢市	0.01	
周南市	0.39	
山陽小野田市	1.00	
周防大島町	1.00	
和木町	0.00	
上関町	0.55	
田布施町	-	
平生町	1.00	
阿武町	1.00	
山口県域	0.95	

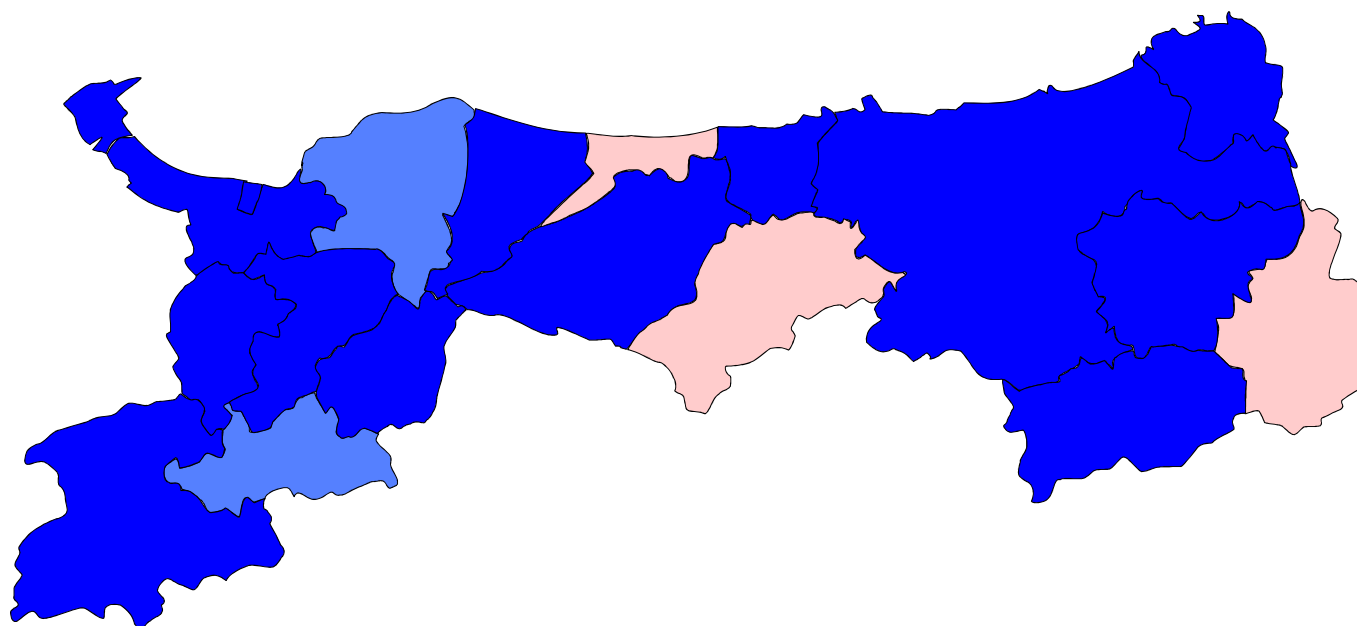
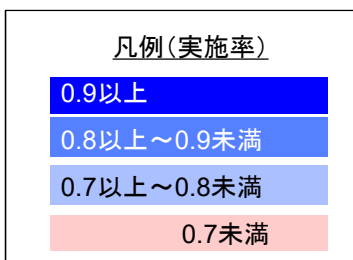
$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値(R6)



■実績値(R6)と目標値(R7)

市町村	実施率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
鳥取県	1.00	1.00
鳥取市	1.00	
米子市	1.00	
倉吉市	1.00	
境港市	1.00	
岩美町	1.00	
若桜町	0.00	
智頭町	1.00	
八頭町	1.00	
三朝町	0.00	
湯梨浜町	1.00	
琴浦町	1.00	
北栄町	0.27	
日吉津村	1.00	
大山町	0.85	
南部町	1.00	
伯耆町	1.00	
日南町	0.97	
日野町	0.83	
江府町	1.00	
鳥取県域	0.92	

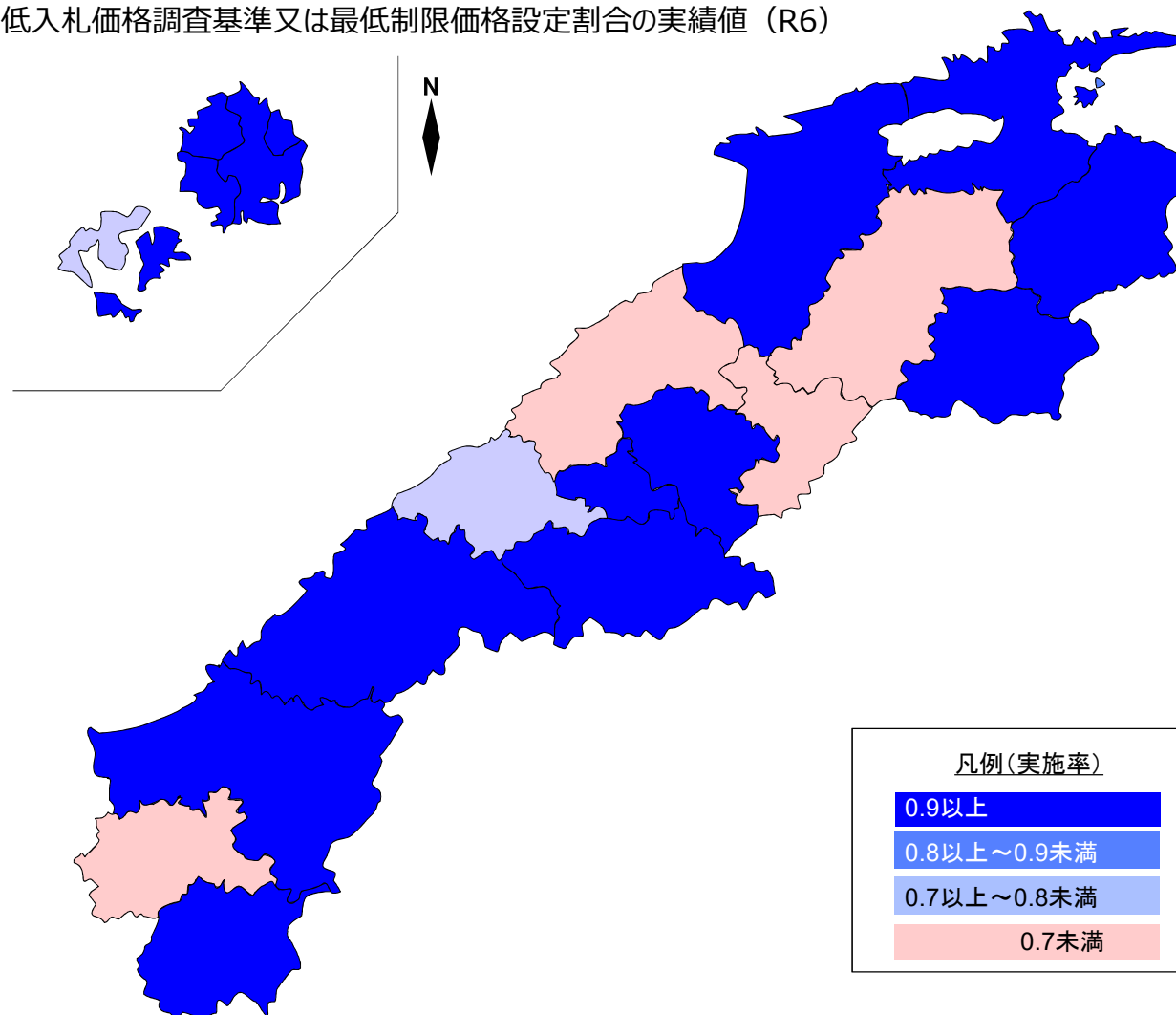
$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値(R6)



■実績値(R6)と目標値(R7)

市町村	実施率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
島根県	1.00	1.00
松江市	1.00	
浜田市	1.00	
出雲市	0.92	
益田市	0.99	
大田市	0.54	
安来市	1.00	
江津市	0.71	
雲南市	0.48	
奥出雲町	1.00	
飯南町	0.48	
川本町	1.00	
美郷町	1.00	
邑南町	1.00	
津和野町	0.00	
吉賀町	1.00	
海士町	1.00	
西ノ島町	0.78	
知夫村	1.00	
隠岐の島町	1.00	
島根県域	0.90	

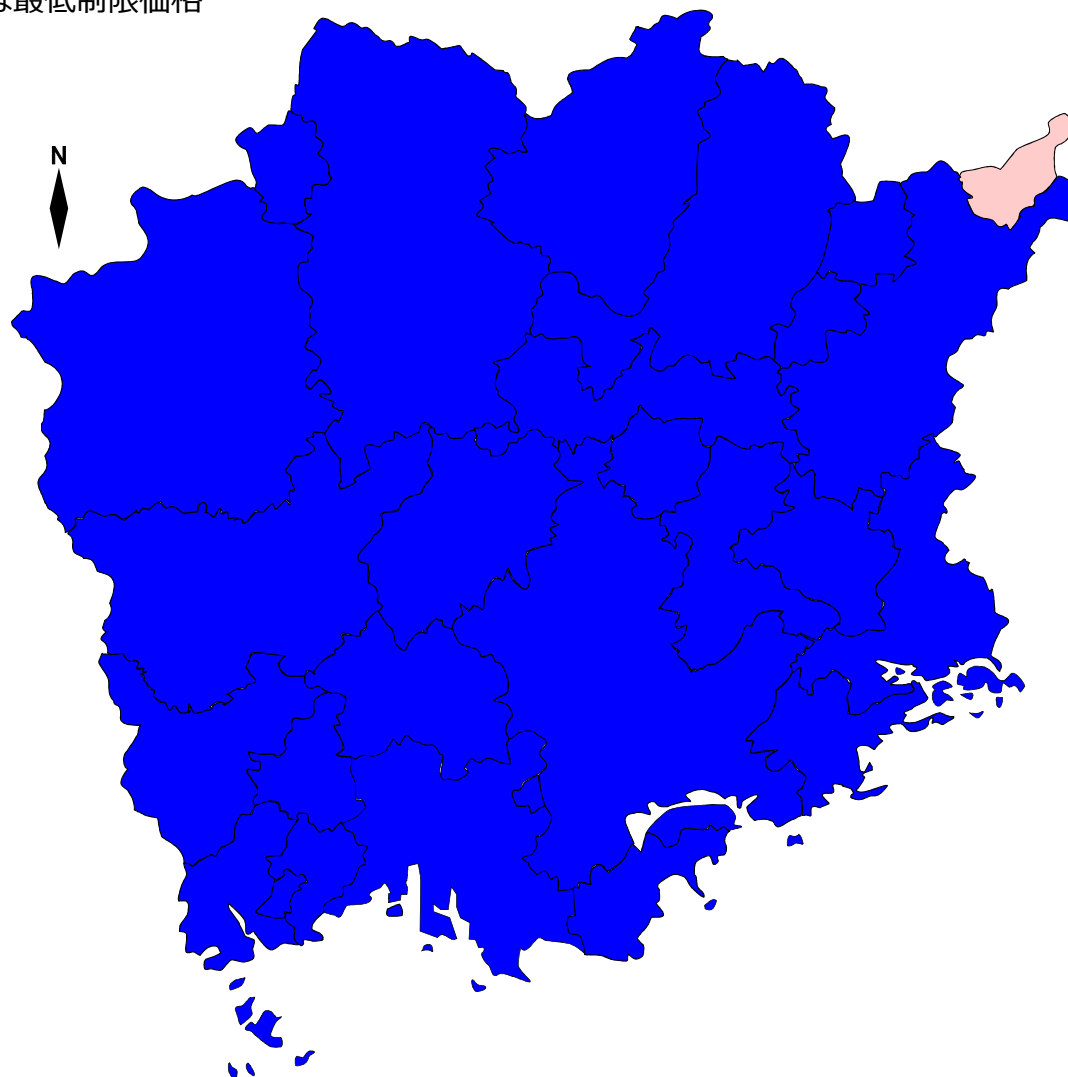
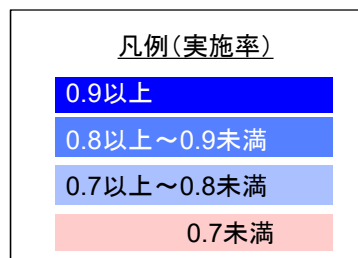
$$\text{実施率（件数）} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格
設定割合の実績値（R6）



■実績値（R6）と目標値（R7）

市町村	実施率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
岡山県	1.00	1.00
岡山市	1.00	
倉敷市	1.00	
津山市	0.97	
玉野市	1.00	
笠岡市	1.00	
井原市	1.00	
総社市	1.00	
高梁市	1.00	
新見市	1.00	
備前市	1.00	
瀬戸内市	1.00	
赤磐市	1.00	
真庭市	1.00	
美作市	1.00	
浅口市	1.00	
和気町	1.00	
早島町	1.00	
里庄町	1.00	
矢掛町	1.00	
新庄村	1.00	
鏡野町	1.00	
勝央町	1.00	
奈義町	1.00	
西粟倉村	0.00	
久米南町	0.93	
美咲町	1.00	
吉備中央町	1.00	
岡山県域	1.00	

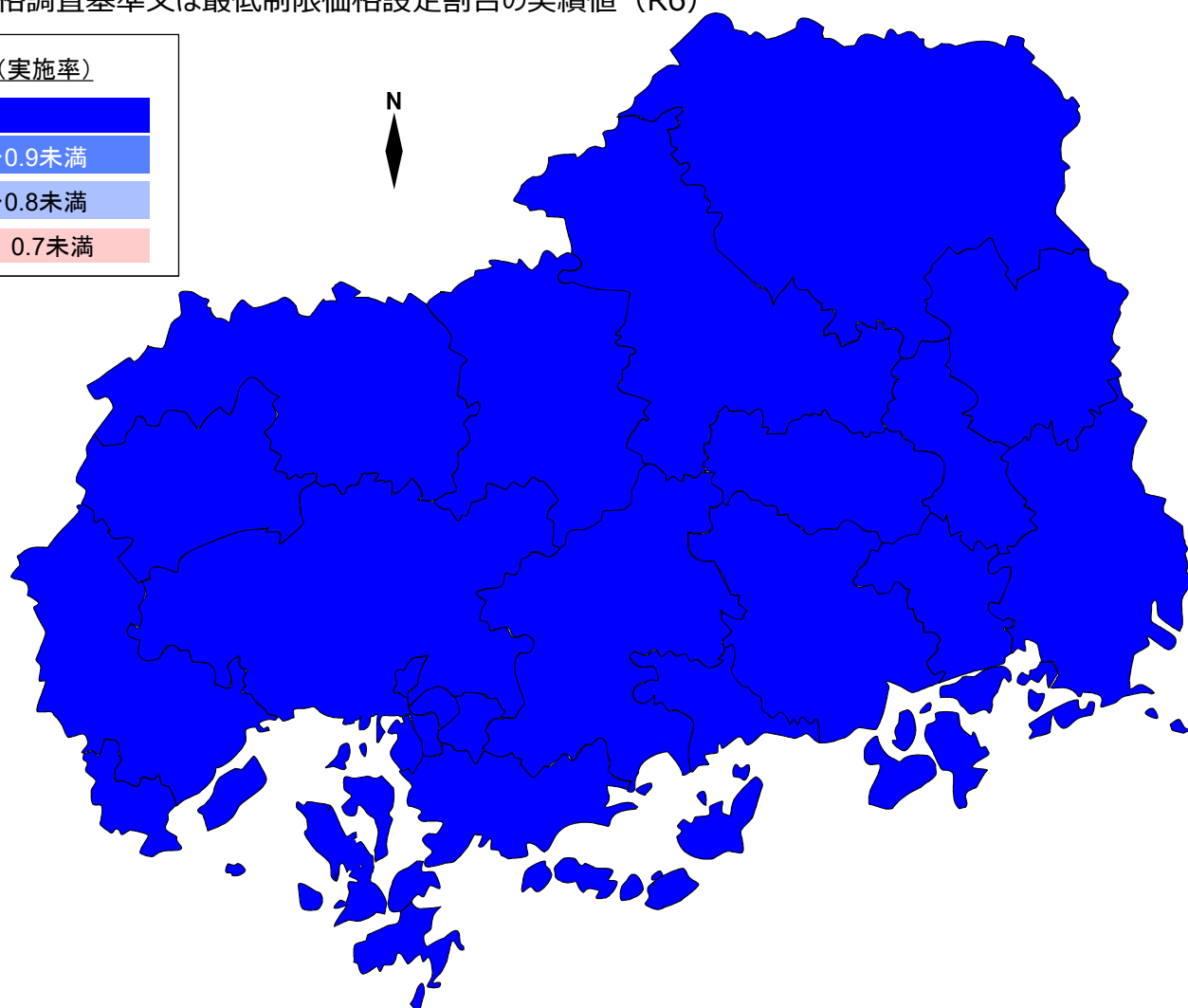
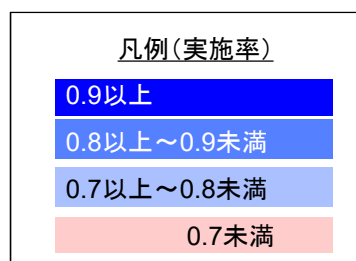
$$\text{実施率（件数）} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値（R6）



■実績値（R6）と目標値（R7）

市町村	実施率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
広島県	1.00	1.00
広島市	1.00	
三原市	1.00	
呉市	1.00	
竹原市	1.00	
尾道市	1.00	
福山市	1.00	
府中市	1.00	
三次市	1.00	
庄原市	0.99	
大竹市	0.99	
東広島市	1.00	
廿日市市	1.00	
安芸高田市	1.00	
江田島市	0.94	
府中町	1.00	
海田町	0.90	
熊野町	1.00	
坂町	1.00	
安芸太田町	1.00	
北広島町	1.00	
大崎上島町	1.00	
世羅町	1.00	
神石高原町	1.00	
広島県域	1.00	

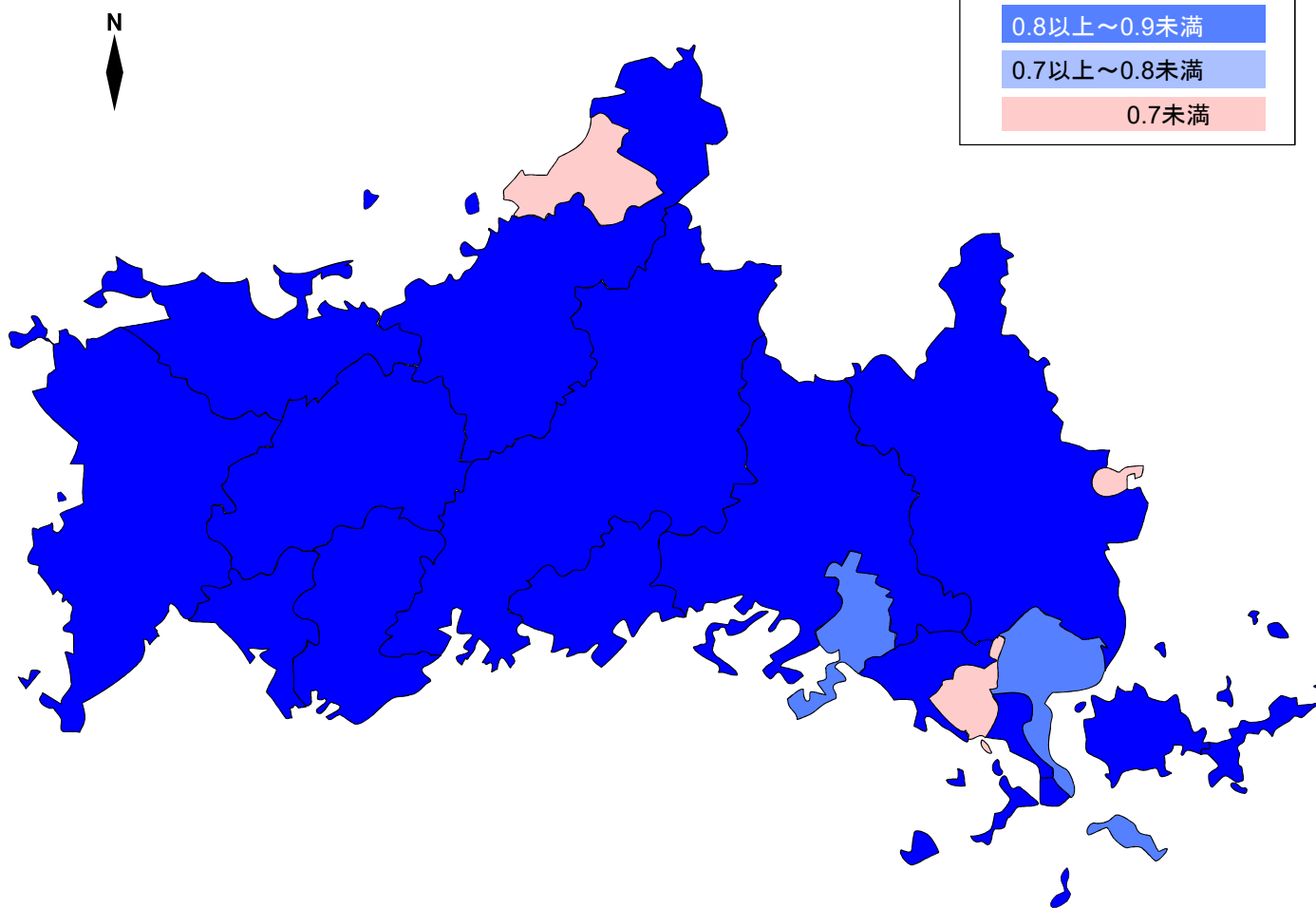
$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値(R6)



凡例(実施率)

0.9以上
0.8以上～0.9未満
0.7以上～0.8未満
0.7未満

■実績値(R6)と目標値(R7)

市町村	実施率	
	実績値 (R 6)	目標値 (R 7)
山口県	0.97	1.00
山口市	1.00	
下関市	1.00	
宇部市	1.00	
萩市	1.00	
防府市	0.99	
下松市	0.81	
岩国市	1.00	
光市	1.00	
長門市	1.00	
柳井市	0.82	
美祢市	1.00	
周南市	0.94	
山陽小野田市	1.00	
周防大島町	0.97	
和木町	0.45	
上関町	1.00	
田布施町	0.62	
平生町	1.00	
阿武町	0.64	
山口県域	0.97	

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

80%以上 ■
80%未満 ■

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

		■工事												■測量、調査及び設計(業務)							
		(全国統一指標)						(中国ブロック独自指標)						(全国統一指標)				(中国ブロック独自指標)			
		指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤		指標⑥		指標⑦		指標⑧		指標⑨			
		地域平準化率 (施工時期の平準化)		週休2日対象工事の実施 状況 (適正な工期設定)		低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)		予定価格の事後公表の実 施状況		入札契約制度(総合評価 落札方式)の基準の設定 状況		ICT活用工事(土工)の発 注者指定型の取り組み状 況 ※ICT活用工事(土工)の 発注者指定型に関するガ イドライン若しくは要領等 を作成している		地域平準化率 (履行期限の分散)		低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)		ウィークリースタンスの実 施状況			
R6年度		実績値	R6目標値	実績値	R6目標値	実績値	R6目標値	達成率	R6目標値	達成率	R6目標値	達成率	R6目標値	実績値	R6目標値	実績値	R6目標値	達成率	R6目標値	達成率	R6目標値
	国等	0.88	0.90	0.98	1.00	0.96	1.00	100%	100%	87%	100%	60%	100%	0.44	0.35	0.93	1.00	73%	100%		
	鳥取県	0.78		0.83		0.92		75%		70%		100%		0.42		0.90		55%			
	島根県	0.73		0.95		0.90		30%		65%		100%		0.49		0.76		50%			
	岡山県	0.68		0.71		1.00		71%		71%		100%		0.46		0.94		29%			
	広島県	0.79		0.72		1.00		58%		96%		100%		0.46		1.00		46%			
	山口県	0.76		0.95		0.97		95%		90%		100%		0.42		0.59		80%			
	全体	0.76		0.84		0.96		70%		80%		76%		0.45		0.85		53%			

※1:○/○は、達成機関数/全体機関数 を示す

※2:国等には、特殊法人等を含む

※3:各県には、全県内市町村を含む

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)
指標①： 地域平準化率(施工時期の平準化)

発注機関毎に平準化率を記載する。
平準化率(件数)＝ $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$

「財団法人日本建設情報統合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対 象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度
国土交通省 中国地方整備局	0.90	鳥取県	0.87	島根県	0.84	岡山県	0.69	広島県	0.93	山口県	0.84
警察庁 中国四国管区警察局	0.00	鳥取市	0.64	松江市	0.54	岡山市	0.72	広島市	0.85	山口市	0.72
財務省 中国財務局	0.13	米子市	0.70	浜田市	0.51	倉敷市	0.82	三原市	0.56	下関市	0.58
財務省 広島国税局	0.83	倉吉市	0.52	出雲市	0.54	津山市	0.53	呉市	0.58	宇部市	0.71
農林水産省 中国四国農政局	0.70	境港市	0.71	益田市	0.70	玉野市	0.35	竹原市	0.78	萩市	0.71
林野庁 近畿中国森林管理局	0.88	岩美町	0.25	大田市	0.75	笠岡市	0.65	尾道市	0.61	防府市	0.75
国土交通省 中国運輸局	1.00	若桜町	0.80	安来市	0.48	井原市	0.42	福山市	0.72	下松市	0.47
国土交通省 大阪航空局	0.67	智頭町	0.86	江津市	0.64	総社市	0.59	府中市	0.57	岩国市	0.64
海上保安庁 第六管区海上保安本部	0.62	八頭町	0.64	雲南市	0.78	高梁市	0.80	三次市	0.84	光市	0.62
環境省 中国四国地方環境事務所	0.16	三朝町	0.71	奥出雲町	0.54	新見市	0.74	庄原市	0.92	長門市	0.79
防衛省 中国四国防衛局	0.87	湯梨浜町	0.68	飯南町	0.66	備前市	0.81	大竹市	0.69	柳井市	0.66
西日本高速道路(株) 中国支社	1.01	琴浦町	0.86	川本町	0.49	瀬戸内市	0.84	東広島市	0.60	美祢市	0.83
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	-	北栄町	0.82	美郷町	0.44	赤磐市	0.31	廿日市市	0.66	周南市	0.67
広島高速道路公社	0.97	日吉津村	1.33	邑南町	0.62	真庭市	0.50	安芸高田市	0.64	山陽小野田市	0.88
日本下水道事業団 中国・四国総合事務所	0.93	大山町	0.83	津和野町	0.65	美作市	0.33	江田島市	0.75	周防大島町	0.64
実績値	0.88	南部町	0.33	吉賀町	0.80	浅口市	0.53	府中町	0.58	和木町	0.43
		伯耆町	0.58	海士町	0.82	和気町	0.33	海田町	0.77	上関町	0.43
目標値 0.9		日南町	1.17	西ノ島町	0.60	早島町	0.60	熊野町	0.46	田布施町	0.58
		日野町	0.00	知夫村	0.00	里庄町	0.67	坂町	0.38	平生町	1.07
		江府町	1.33	隠岐の島町	0.68	矢掛町	0.99	安芸太田町	0.55	阿武町	0.41
		実績値	0.78	実績値	0.73	新庄村	0.12	北広島町	0.55	実績値	0.76
						鏡野町	0.39	大崎上島町	0.31		
		実績値	0.68	勝央町	1.02	世羅町	0.29	実績値	0.79		
				奈義町	0.79	神石高原町	0.36				
				西栗倉村	0.62	実績値	0.79				
				久米南町	0.42						
				美咲町	0.64						
				吉備中央町	0.65						

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)
指標②： 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

発注機関毎に週休2日対象工事率を記載する。
週休2日対象工事の実施状況＝ $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$
週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事
(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、
対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
週休2日対象工事件数：週休2日が確保出来る工期設定や積算における補正係数の設定等
により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事
のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度
国土交通省 中国地方整備局	1.00	鳥取県	1.00	島根県	1.00	岡山県	1.00	広島県	1.00	山口県	1.00
警察庁 中国四国管区警察局	-	鳥取市	1.00	松江市	1.00	岡山市	1.00	広島市	1.00	山口市	1.00
財務省 中国財務局	0.50	米子市	0.93	浜田市	0.65	倉敷市	1.00	三原市	1.00	下関市	1.00
財務省 広島国税局	1.00	倉吉市	1.00	出雲市	1.00	津山市	1.00	呉市	1.00	宇部市	1.00
農林水産省 中国四国農政局	1.00	境港市	1.00	益田市	1.00	玉野市	0.00	竹原市	0.08	萩市	1.00
林野庁 近畿中国森林管理局	0.98	岩美町	0.78	大田市	0.94	笠岡市	1.00	尾道市	0.06	防府市	0.94
国土交通省 中国運輸局	-	若桜町	0.00	安来市	1.00	井原市	0.00	福山市	0.95	下松市	0.77
国土交通省 大阪航空局	1.00	智頭町	0.00	江津市	0.97	総社市	0.00	府中市	0.00	岩国市	1.00
海上保安庁 第六管区海上保安本部	1.00	八頭町	0.00	雲南市	1.00	高梁市	0.76	三次市	1.00	光市	1.00
環境省 中国四国地方環境事務所	0.50	三朝町	0.00	奥出雲町	1.00	新見市	0.57	庄原市	0.00	長門市	1.00
防衛省 中国四国防衛局	1.00	湯梨浜町	0.32	飯南町	1.00	備前市	0.00	大竹市	0.03	柳井市	1.00
西日本高速道路(株) 中国支社	1.00	琴浦町	0.90	川本町	0.61	瀬戸内市	1.00	東広島市	1.00	美祢市	0.01
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	-	北栄町	0.94	美郷町	0.31	赤磐市	0.00	廿日市市	1.00	周南市	0.39
広島高速道路公社	1.00	日吉津村	0.00	邑南町	1.00	真庭市	0.59	安芸高田市	0.78	山陽小野田市	1.00
日本下水道事業団	0.97	大山町	-	津和野町	0.43	美作市	-	江田島市	0.04	周防大島町	1.00
実績値	0.98	南部町	1.00	吉賀町	1.00	浅口市	0.48	府中町	0.00	和木町	0.00
		伯耆町	0.23	海士町	1.00	和気町	0.00	海田町	0.46	上関町	0.55
	目標値 1.00	日南町	0.45	西ノ島町	1.00	早島町	0.94	熊野町	0.00	田布施町	-
		日野町	1.00	知夫村	0.06	里庄町	0.08	坂町	0.26	平生町	1.00
		江府町	1.00	隠岐の島町	0.96	矢掛町	0.00	安芸太田町	0.00	阿武町	1.00
		実績値	0.83	実績値	0.95	新庄村	0.00	北広島町	0.00	実績値	0.95
						鏡野町	1.00	大崎上島町	1.00		
		目標値 1.00	目標値 1.00	勝央町	0.00	世羅町	0.00	実績値	0.72		
				奈義町	-	神石高原町	0.56				
	西粟倉村			-							
	久米南町			0.26							
	美咲町			0.81							
	吉備中央町			0.00							
実績値		0.71									

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)
指標③：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

発注機関毎に実施率を記載する。
実施率(件数) = (低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注工事件数)

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)			
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度		
国土交通省 中国地方整備局	1.00	鳥取県	1.00	島根県	1.00	岡山県	1.00	広島県	1.00	山口県	0.97		
警察庁 中国四国管区警察局	-	鳥取市	1.00	松江市	1.00	岡山市	1.00	広島市	1.00	山口市	1.00		
財務省 中国財務局	0.45	米子市	1.00	浜田市	1.00	倉敷市	1.00	三原市	1.00	下関市	1.00		
財務省 広島国税局	0.43	倉吉市	1.00	出雲市	0.92	津山市	0.97	呉市	1.00	宇部市	1.00		
農林水産省 中国四国農政局	1.00	境港市	1.00	益田市	0.99	玉野市	1.00	竹原市	1.00	萩市	1.00		
林野庁 近畿中国森林管理局	0.87	岩美町	1.00	大田市	0.54	笠岡市	1.00	尾道市	1.00	防府市	0.99		
国土交通省 中国運輸局	-	若桜町	0.00	安来市	1.00	井原市	1.00	福山市	1.00	下松市	0.81		
国土交通省 大阪航空局	0.79	智頭町	1.00	江津市	0.71	総社市	1.00	府中市	1.00	岩国市	1.00		
海上保安庁 第六管区海上保安本部	0.50	八頭町	1.00	雲南市	0.48	高梁市	1.00	三次市	1.00	光市	1.00		
環境省 中国四国地方環境事務所	1.00	三朝町	0.00	奥出雲町	1.00	新見市	1.00	庄原市	0.99	長門市	1.00		
防衛省 中国四国防衛局	1.00	湯梨浜町	1.00	飯南町	0.48	備前市	1.00	大竹市	0.99	柳井市	0.82		
西日本高速道路(株) 中国支社	1.00	琴浦町	1.00	川本町	1.00	瀬戸内市	1.00	東広島市	1.00	美祢市	1.00		
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	-	北栄町	0.27	美郷町	1.00	赤磐市	1.00	廿日市市	1.00	周南市	0.94		
広島高速道路公社	1.00	日吉津村	1.00	邑南町	1.00	真庭市	1.00	安芸高田市	1.00	山陽小野田市	1.00		
日本下水道事業団	1.00	大山町	0.85	津和野町	0.00	美作市	1.00	江田島市	0.94	周防大島町	0.97		
実績値	0.96	南部町	1.00	吉賀町	1.00	浅口市	1.00	府中町	1.00	和木町	0.45		
		伯耆町	1.00	海士町	1.00	和気町	1.00	海田町	0.90	上関町	1.00		
	目標値 1.00	日南町	0.97	西ノ島町	0.78	早島町	1.00	熊野町	1.00	田布施町	0.62		
		日野町	0.83	知夫村	1.00	里庄町	1.00	坂町	1.00	平生町	1.00		
		江府町	1.00	隠岐の島町	1.00	矢掛町	1.00	安芸太田町	1.00	阿武町	0.64		
		実績値	0.92	実績値	0.90	新庄村	1.00	北広島町	1.00	実績値	0.97		
						鏡野町	1.00	大崎上島町	1.00				
		目標値 1.00						勝央町	1.00	世羅町	1.00		
								奈義町	1.00	神石高原町	1.00		
						西栗倉村	0.00	実績値	1.00				
						久米南町	0.93						
						美咲町	1.00						
						吉備中央町	1.00						
						実績値	1.00						

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)
指標④： 予定価格の事後公表の実施状況

◎:原則、全工事で実施
○:一部工事で実施
▲:実施に向けた検討
×:未実施
※:未実施
(但し、競争性の確保や真の積算力・技術力・経営力の低下を防ぐための取組みを実施)

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	○	島根県	※	岡山県	◎	広島県	○	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	○	鳥取市	○	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	◎
財務省 中国財務局	◎	米子市	※	浜田市	○	倉敷市	○	三原市	※	下関市	◎
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	×	呉市	※	宇部市	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	※	益田市	◎	玉野市	○	竹原市	※	萩市	◎
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	※	大田市	※	笠岡市	◎	尾道市	◎	防府市	◎
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	○	安来市	※	井原市	×	福山市	※	下松市	○
国土交通省 大阪航空局	◎	智頭町	◎	江津市	×	総社市	※	府中市	※	岩国市	×
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	八頭町	○	雲南市	※	高梁市	◎	三次市	○	光市	○
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	三朝町	○	奥出雲町	※	新見市	◎	庄原市	※	長門市	◎
防衛省 中国四国防衛局	◎	湯梨浜町	※	飯南町	※	備前市	×	大竹市	○	柳井市	○
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	琴浦町	◎	川本町	※	瀬戸内市	○	東広島市	※	美祢市	○
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	北栄町	▲	美郷町	※	赤磐市	×	廿日市市	○	周南市	◎
広島高速道路公社	◎	日吉津村	◎	邑南町	※	真庭市	◎	安芸高田市	※	山陽小野田市	○
日本下水道事業団	◎	大山町	◎	津和野町	◎	美作市	○	江田島市	○	周防大島町	◎
達成率 ※◎又は○の機関数	100%	南部町	○	吉賀町	※	浅口市	×	府中町	◎	和木町	○
	15／15	伯耆町	○	海士町	▲	和気町	◎	海田町	◎	上関町	◎
達成率 ※◎又は○の機関数	75% 15／20	日南町	○	西ノ島町	▲	早島町	◎	熊野町	○	田布施町	◎
		日野町	◎	知夫村	×	里庄町	◎	坂町	×	平生町	◎
		江府町	◎	隠岐の島町	◎	矢掛町	×	安芸太田町	◎	阿武町	◎
		達成率	75% 15／20	達成率	30% 6／20	新庄村	◎	北広島町	○	達成率	95% 19／20
		鏡野町	×	大崎上島町	○	※◎又は○の機関数					
		勝央町	◎	世羅町	○						
		奈義町	◎	神石高原町	×						
		西栗倉村	◎	達成率	58% 14／24						
		久米南町	◎	※◎又は○の機関数							
		美咲町	◎								
吉備中央町	◎										
達成率 ※◎又は○の機関数	71% 20／28										

目標値 100%

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)
指標⑤：入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

◎：制度基準を設定し対象工事で実施
○：制度基準は設定したが、対象工事で未実施
▲：制度基準設定に向けて検討中
×：未実施

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)		
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	◎	
警察庁 中国四国管区警察局	◎	鳥取市	◎	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	◎	
財務省 中国財務局	○	米子市	◎	浜田市	◎	倉敷市	◎	三原市	○	下関市	◎	
財務省 広島国税局	×	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	◎	呉市	◎	宇部市	◎	
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	◎	益田市	◎	玉野市	▲	竹原市	◎	萩市	○	
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	○	大田市	○	笠岡市	◎	尾道市	◎	防府市	◎	
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	◎	安来市	◎	井原市	◎	福山市	◎	下松市	◎	
国土交通省 大阪航空局	◎	智頭町	○	江津市	◎	総社市	◎	府中市	◎	岩国市	◎	
海上保安庁 第六管区海上保安本部	×	八頭町	○	雲南市	◎	高梁市	○	三次市	○	光市	◎	
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	三朝町	○	奥出雲町	▲	新見市	▲	庄原市	◎	長門市	○	
防衛省 中国四国防衛局	◎	湯梨浜町	◎	飯南町	▲	備前市	○	大竹市	◎	柳井市	○	
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	琴浦町	○	川本町	○	瀬戸内市	◎	東広島市	◎	美祢市	○	
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	北栄町	◎	美郷町	×	赤磐市	◎	廿日市市	◎	周南市	◎	
広島高速道路公社	◎	日吉津村	×	邑南町	○	真庭市	◎	安芸高田市	○	山陽小野田市	◎	
日本下水道事業団	◎	大山町	×	津和野町	×	美作市	◎	江田島市	○	周防大島町	◎	
達成率 ※◎又は○の機関数	87%	南部町	◎	吉賀町	◎	浅口市	◎	府中町	○	和木町	◎	
	13／15	伯耆町	▲	海士町	▲	和気町	▲	海田町	◎	上関町	×	
目標値 100%		日南町	▲	西ノ島町	×	早島町	◎	熊野町	◎	田布施町	◎	
		日野町	▲	知夫村	◎	里庄町	▲	坂町	×	平生町	▲	
		江府町	▲	隠岐の島町	×	矢掛町	×	安芸太田町	◎	阿武町	○	
		達成率 ※◎又は○の機関数	70%	達成率 ※◎又は○の機関数	65%	新庄村	○	北広島町	○	達成率 ※◎又は○の機関数	90%	
			14／20		13／20	鏡野町	◎	大崎上島町	○		18／20	
		目標値 100%		勝央町	×	世羅町	◎	達成率 ※◎又は○の機関数 96% 23／24				
				奈義町	×	神石高原町	○					
				西粟倉村	×							
				久米南町	◎							
				美咲町	◎							
吉備中央町	◎											
達成率 ※◎又は○の機関数		71%	達成率 ※◎又は○の機関数 20／28									
		20／28										

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)
指標⑥：ICT活用工事(土工)の発注者指定型の取り組み状況

◎:要領等を策定し対象工事で実施
○:要領等を策定している
▲:検討中・準備中
×:未策定

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	-	鳥取市		松江市		岡山市	◎	広島市	◎	山口市	
財務省 中国財務局	-	米子市		浜田市		倉敷市		三原市		下関市	
財務省 広島国税局	-	倉吉市		出雲市		津山市		呉市		宇部市	
農林水産省 中国四国農政局	○	境港市		益田市		玉野市		竹原市		萩市	
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町		大田市		笠岡市		尾道市		防府市	
国土交通省 中国運輸局	×	若桜町		安来市		井原市		福山市		下松市	
国土交通省 大阪航空局	◎	智頭町		江津市		総社市		府中市		岩国市	
海上保安庁 第六管区海上保安本部	×	八頭町		雲南市		高梁市		三次市		光市	
環境省 中国四国地方環境事務所	-	三朝町		奥出雲町		新見市		庄原市		長門市	
防衛省 中国四国防衛局	-	湯梨浜町		飯南町		備前市		大竹市		柳井市	
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	琴浦町		川本町		瀬戸内市		東広島市		美祢市	
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	×	北栄町		美郷町		赤磐市		廿日市市		周南市	
広島高速道路公社	○	日吉津村		邑南町		真庭市		安芸高田市		山陽小野田市	
日本下水道事業団	×	大山町		津和野町		美作市		江田島市		周防大島町	
達成率 ※○の機関数	60%	南部町		吉賀町		浅口市		府中町		和木町	
	6/10	伯耆町		海士町		和気町		海田町		上関町	
		日南町		西ノ島町		早島町		熊野町		田布施町	
		日野町		知夫村		里庄町		坂町		平生町	
		江府町		隠岐の島町		矢掛町		安芸太田町		阿武町	
		達成率 ※○の機関数	100% 1/1	達成率 ※○の機関数	100% 1/1	新庄村		北広島町		達成率 ※○の機関数	100% 1/1
						鏡野町		大崎上島町			
						勝央町		世羅町			
						奈義町		神石高原町			
						西粟倉村		達成率 ※○の機関数	100% 2/2		
						久米南町					
						美咲町					
						吉備中央町					
						達成率 ※○の機関数	100% 2/2				

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(全国統一指標)
指標(7)：地域平準化率(履行期限の分散)

発注機関毎に平準化率を記載する。
第4四半期納期率(件数) = (第4四半期「1～3月」に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数)
測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「財団法人日本建設情報統合センター
コリンズ・テクリスセンター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
稼働件数：当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)
※営繕業務は集計対象外

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度
国土交通省 中国地方整備局	0.43	鳥取県	0.42	島根県	0.49	岡山県	0.44	広島県	0.45	山口県	0.42
警察庁 中国四国管区警察局	-	鳥取市		松江市		岡山市	0.51	広島市	0.49	山口市	
財務省 中国財務局	1.00	米子市		浜田市		倉敷市		三原市		下関市	
財務省 広島国税局	-	倉吉市		出雲市		津山市		呉市		宇部市	
農林水産省 中国四国農政局	-	境港市		益田市		玉野市		竹原市		萩市	
林野庁 近畿中国森林管理局	0.54	岩美町		大田市		笠岡市		尾道市		防府市	
国土交通省 中国運輸局	-	若桜町		安来市		井原市		福山市		下松市	
国土交通省 大阪航空局	0.78	智頭町		江津市		総社市		府中市		岩国市	
海上保安庁 第六管区海上保安本部	1.00	八頭町		雲南市		高梁市		三次市		光市	
環境省 中国四国地方環境事務所	1.00	三朝町		奥出雲町		新見市		庄原市		長門市	
防衛省 中国四国防衛局	0.23	湯梨浜町		飯南町		備前市		大竹市		柳井市	
西日本高速道路(株) 中国支社	0.46	琴浦町		川本町		瀬戸内市		東広島市		美祢市	
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	-	北栄町		美郷町		赤磐市		廿日市市		周南市	
広島高速道路公社	0.33	日吉津村		邑南町		真庭市		安芸高田市		山陽小野田市	
日本下水道事業団	-	大山町		津和野町		美作市		江田島市		周防大島町	
実績値	0.44	南部町		吉賀町		浅口市		府中町		和木町	
		伯耆町		海士町		和気町		海田町		上関町	
		日南町		西ノ島町		早島町		熊野町		田布施町	
		日野町		知夫村		里庄町		坂町		平生町	
		江府町		隠岐の島町		矢掛町		安芸太田町		阿武町	
		実績値	0.42	実績値	0.49	新庄村		北広島町		実績値	0.42
						鏡野町		大崎上島町			
		勝央町						世羅町			
		奈義町						神石高原町			
		西粟倉村						実績値	0.46		
		久米南町									
		美咲町									
		吉備中央町									
		実績値				0.46					

目標値 0.35

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(全国統一指標)

指標⑧：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

発注機関毎に実施率を記載する。

実施率(件数) = (低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務件数)

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度
国土交通省 中国地方整備局	0.92	鳥取県	1.00	島根県	0.93	岡山県	1.00	広島県	1.00	山口県	0.67
警察庁 中国四国管区警察局	-	鳥取市	1.00	松江市	0.82	岡山市	1.00	広島市	1.00	山口市	0.67
財務省 中国財務局	0.17	米子市	1.00	浜田市	1.00	倉敷市	1.00	三原市	1.00	下関市	1.00
財務省 広島国税局	-	倉吉市	1.00	出雲市	0.52	津山市	0.70	呉市	1.00	宇部市	1.00
農林水産省 中国四国農政局	1.00	境港市	1.00	益田市	1.00	玉野市	0.31	竹原市	1.00	萩市	0.00
林野庁 近畿中国森林管理局	-	岩美町	1.00	大田市	0.15	笠岡市	1.00	尾道市	1.00	防府市	0.61
国土交通省 中国運輸局	-	若桜町	0.00	安来市	1.00	井原市	1.00	福山市	1.00	下松市	0.40
国土交通省 大阪航空局	0.73	智頭町	1.00	江津市	0.00	総社市	1.00	府中市	1.00	岩国市	0.34
海上保安庁 第六管区海上保安本部	-	八頭町	1.00	雲南市	1.00	高梁市	1.00	三次市	1.00	光市	0.12
環境省 中国四国地方環境事務所	0.67	三朝町	0.00	奥出雲町	0.06	新見市	0.35	庄原市	1.00	長門市	0.46
防衛省 中国四国防衛局	1.00	湯梨浜町	1.00	飯南町	0.44	備前市	1.00	大竹市	1.00	柳井市	0.00
西日本高速道路(株) 中国支社	1.00	琴浦町	1.00	川本町	0.00	瀬戸内市	0.79	東広島市	1.00	美祢市	0.00
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	-	北栄町	0.00	美郷町	0.00	赤磐市	0.69	廿日市市	1.00	周南市	0.05
広島高速道路公社	1.00	日吉津村	1.00	邑南町	0.00	真庭市	1.00	安芸高田市	1.00	山陽小野田市	0.35
日本下水道事業団	1.00	大山町	0.83	津和野町	0.00	美作市	1.00	江田島市	1.00	周防大島町	0.20
実績値	0.93	南部町	0.00	吉賀町	1.00	浅口市	0.00	府中町	1.00	和木町	0.00
		伯耆町	1.00	海士町	1.00	和気町	1.00	海田町	1.00	上関町	0.00
実績値	0.93	日南町	0.00	西ノ島町	0.00	早島町	1.00	熊野町	1.00	田布施町	0.00
		日野町	0.00	知夫村	0.00	里庄町	0.00	坂町	1.00	平生町	0.00
		江府町	0.00	隠岐の島町	0.00	矢掛町	1.00	安芸太田町	1.00	阿武町	0.00
		実績値	0.90	実績値	0.76	新庄村	1.00	北広島町	1.00	実績値	0.59
						鏡野町	1.00	大崎上島町	1.00		
		目標値 1.00				勝央町	1.00	世羅町	1.00		
						奈義町	1.00	神石高原町	1.00		
西粟倉村	0.00					実績値	1.00				
久米南町	0.80										
美咲町	1.00										
吉備中央町	0.00										
実績値	0.94										

令和6年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(中国ブロック独自指標)
指標⑨：ウィークリースタンスの実施

◎：特記仕様書等への位置づけ、かつ課題確認、改善に努めている。
○：特記仕様書等への位置づけはしているが、課題確認はしていない。
▲：ウィークリースタンスの取組について検討中。
×：未実施

国等機関 (全15機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度	発注機関名	R6達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	○	鳥取市	○	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	○
財務省 中国財務局	×	米子市	○	浜田市	○	倉敷市	○	三原市	×	下関市	○
財務省 広島国税局	×	倉吉市	○	出雲市	○	津山市	○	呉市	▲	宇部市	○
農林水産省 中国四国農政局	○	境港市	○	益田市	◎	玉野市	○	竹原市	×	萩市	○
林野庁 近畿中国森林管理局	▲	岩美町	◎	大田市	◎	笠岡市	×	尾道市	◎	防府市	○
国土交通省 中国運輸局	○	若桜町	×	安来市	○	井原市	×	福山市	○	下松市	○
国土交通省 大阪航空局	◎	智頭町	×	江津市	▲	総社市	×	府中市	×	岩国市	○
海上保安庁 第六管区海上保安本部	▲	八頭町	▲	雲南市	◎	高梁市	◎	三次市	×	光市	▲
環境省 中国四国地方環境事務所	○	三朝町	▲	奥出雲町	◎	新見市	×	庄原市	◎	長門市	◎
防衛省 中国四国防衛局	◎	湯梨浜町	○	飯南町	▲	備前市	×	大竹市	○	柳井市	◎
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	琴浦町	×	川本町	▲	瀬戸内市	○	東広島市	○	美祢市	○
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	北栄町	○	美郷町	×	赤磐市	×	廿日市市	×	周南市	○
広島高速道路公社	◎	日吉津村	▲	邑南町	▲	真庭市	×	安芸高田市	▲	山陽小野田市	○
日本下水道事業団	◎	大山町	○	津和野町	▲	美作市	○	江田島市	○	周防大島町	○
達成率 ※◎又は○の機関数	73% 11/15	南部町	◎	吉賀町	◎	浅口市	×	府中町	×	和木町	×
		伯耆町	▲	海士町	▲	和気町	▲	海田町	○	上関町	▲
		日南町	▲	西ノ島町	▲	早島町	×	熊野町	×	田布施町	○
		日野町	○	知夫村	×	里庄町	×	坂町	×	平生町	○
		江府町	×	隠岐の島町	▲	矢掛町	▲	安芸太田町	×	阿武町	▲
		達成率 ※◎又は○の機関数	55% 11/20	達成率 ※◎又は○の機関数	50% 10/20	新庄村	×	北広島町	○	達成率 ※◎又は○の機関数	80% 16/20
						鏡野町	▲	大崎上島町	×		
						勝央町	×	世羅町	○		
						奈義町	×	神石高原町	▲		
						西粟倉村	▲	達成率 ※◎又は○の機関数	46% 11/24		
目標値 100%						久米南町	▲				
						美咲町	▲				
						吉備中央町	×				
						達成率 ※◎又は○の機関数	29% 8/28				

中国ブロックにおける新たな指標に対する 令和7年度の実施方針について



運用指針の項目

品確法運用指針の項目

令和2年度改正

工 事

- 必ず実施すべき事項**
- ① 予定価格の適正な設定
 - ② 歩切りの根拠
 - ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
 - ④ 施工時期の平準化
 - ⑤ 適正な工期設定
 - ⑥ 適切な設計変更
 - ⑦ 発注者間の連携体制の構築
- 実施に努める事項**
- ① ICTを活用した生産性向上
 - ② 入札契約方式の選択・活用
 - ③ 総合評価落札方式の改善
 - ④ 見積りの活用
 - ⑤ 余裕期間制度の活用
 - ⑥ 工事中の施工状況の確認
 - ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

測量、調査及び設計(業務)

- ① 予定価格の適正な設定
 - ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
 - ③ 履行期間の平準化
 - ④ 適正な履行期間の設定
 - ⑤ 適切な設計変更
 - ⑥ 発注者間の連携体制の構築
- 実施に努める事項**
- ① ICTを活用した生産性向上
 - ② 入札契約方式の選択・活用
 - ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
 - ④ 履行状況の確認
 - ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化



令和7年度改正

工 事

- 必ず実施すべき事項**
- ① 地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】
 - ② 予定価格の適正な設定
 - ③ 歩切りの根拠
 - ④ 適正な工期設定
 - ⑤ 施工時期の平準化【内容充実】
 - ⑥ 低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
 - ⑦ 適切な設計変更
 - ⑧ スライド条項の設定等【新】
- 実施に努める事項**
- ① 情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】
 - ② 「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】
 - ③ 工事中の施工状況の確認
 - ④ 週休2日の質の向上【新】
 - ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】
 - ⑥ 維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】
 - ⑦ 参加者確認型随意契約方式の活用【新】
- 災害対応**
- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
 - ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
 - ③ 労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】
 - ④ 共同企業体等の活用【内容充実】

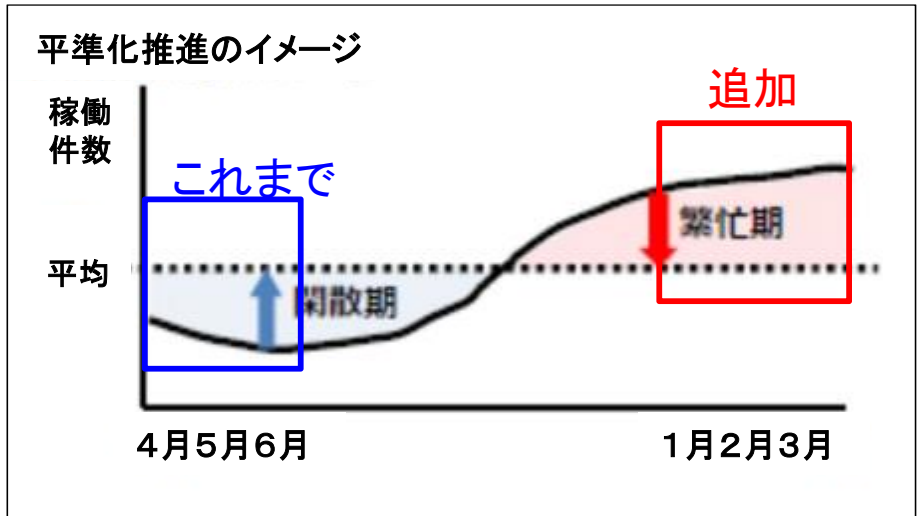
測量、調査及び設計

- ① 地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】
 - ② 予定価格の適正な設定
 - ③ 適正な履行期間の設定
 - ④ 履行期間の平準化【内容充実】
 - ⑤ 低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
 - ⑥ 適切な設計変更
- 実施に努める事項**
- ① 情報通信技術を活用した生産性向上
 - ② プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
 - ③ 履行状況の確認
 - ④ 受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】
 - ⑤ 参加者確認型随意契約方式の活用【新】
- 災害対応**
- ⑤ 工事・業務の一時中止【新】
 - ⑥ 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】

全国統一指標の改訂に伴う内容変更

①地域平準化率にピークカット指標の追加

工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与する。



$$\text{平準化率(閑散期)} = \frac{\text{(4～6月期の月平均工事稼働数)}}{\text{(年度全体の月平均工事稼働数)}}$$

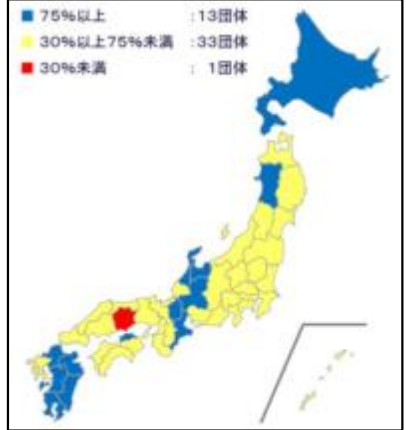
$$\text{ピークカット指標(繁忙期)} = \frac{\text{(1～3月期の月平均工事稼働数)}}{\text{(年度全体の月平均工事稼働数)}}$$

見直し内容：
閑散期(第1四半期)に加え、繁忙期の(第4四半期)の工事件数についても指標化

②週休2日対象工事の実施状況(公告件数→達成件数に変更)

週休2日を前提とした労働者の休日を考慮し、確実な実施や拡大に努める。

令和5年度週休2日達成率(都道府県)



$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{当年度工事完了件数(災害緊急復旧工事除く)}}$$

■工事においては、全国统一指標①～③、中国ブロック独自指標④～⑥の全6項目とする。

- ①地域平準化率・ピークカット指標(施工時期の平準化)
【国:0.90 鳥取県:0.90 島根県:0.90 岡山県:0.90 広島県:0.90 山口県:0.90】
【国:1.10 鳥取県:1.10 島根県:1.10 岡山県:1.10 広島県:1.10 山口県:1.10】
- ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
【市町村までを対象。R6以降の全工事、原則発注者指定(全市町村含む)】
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
【導入率1.0】
- ④予定価格の事後公表の実施状況
【導入率1.0】
- ⑤入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況
【導入率1.0】
- ⑥ICT活用工事(土工)の発注者指定型の取り組み状況

■測量、調査及び設計(業務)においては、全国统一指標⑦～⑧、中国ブロック独自指標⑨の全3項目とする。

- ⑦地域平準化率(履行期限の分散)
【全体:0.35】
- ⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
【導入率1.0】
- ⑨ウイークリースタンスの実施状況
【全業務で実施】

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)

(全国統一指標)

①地域平準化率・ピークカット指標(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

<取り組み方針>

- R6までは目標とする平準化率を設定
- R7からは新たに**ピークカット指標(目標値1.10)**を設定
- 適切な工期設定を考慮した早期発注手続の積極活用など(R7年度施策:平準化率90%以上)
- 従前より実施している施策の継続

	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	目標平準化率			目標平準化率 目標ピークカット指標
					R3	R4	R5~R6	R7
中国全体	0.76	0.75	0.74	0.76	—	—	0.9	目標平準化率 0.9 目標ピークカット指標 1.1
国等機関	0.87	0.89	0.86	0.88	0.875	0.90		
鳥取県内	0.71	0.80	0.70	0.78	0.85	0.875		
島根県内	0.73	0.72	0.74	0.73	0.80	0.85		
岡山県内	0.69	0.73	0.68	0.68	0.75	0.80		
広島県内	0.81	0.75	0.77	0.79	0.80	0.85		
山口県内	0.74	0.72	0.70	0.76	0.85	0.875		

【発注関係事務の運用に関する指針】

○施工時期の平準化

工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するものであるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。

- ・発注見通しの統合・公表の実施
- ・繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し
- ・取組状況等の公表

■フォローアップ

○各県発注者協議会において、取り組み方針の確認・周知を図り、年度末には方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等を行う。

(全国統一指標)

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

<取り組み方針>

- R3までは、国・特殊法人等・5県・2政令市が対象。
- R4年度から対象を全ての市町村に拡大。
- R6以降、全ての工事において、原則発注者指定を目指す(全ての機関)。
- R7からは対象を公告件数→**実際の週休2日の達成件数(4週8休達成状況)**へ変更

	国等機関	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R6実績	0.98	0.83	0.95	0.71	0.72	0.95

※値は、受注者希望型も含む。

■フォローアップ

- 各県発注者協議会で、市町村を含めた取り組み結果や課題の確認を行う。

【発注関係事務の運用に関する指針】

○適切な工期設定

・労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき、建設業等において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革への対応を進めていく必要がある。工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。また、週休2日工事の確実な実施や、その対象工事の拡大に努める。さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

(全国統一指標)

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む

	国等機関	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R6実績	0.96	0.92	0.90	1.00	1.00	0.97

■フォローアップ

- 2月頃、各県発注者協議会で取り組み方針に対する結果や課題等を確認するとともに、未導入の発注機関に対して取り組みを促す。

【発注関係事務の運用に関する指針】

○低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることが懸念される。ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格制度の最低制限価格については、中央公契連モデル10)を参考に適切な水準で設定を行う。

※10) 工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

(中国ブロック独自指標)

④ 予定価格の事後公表の実施状況

予定価格の事後公表を実施している割合

<取り組み方針>

- 事前公表による建設企業の競争力低下などについて検証を行う。
- 事前公表または事後公表のいずれも実施していない自治体に対しては、目的を理解してもらい、公表に向けた関係部署内の調整を進めるよう促す。

	予定価事後公表の実施状況	
	R6実績 (単位: 機関数)	
国等	100%	15/15
鳥取県	75%	15/20
島根県	30%	6/20
岡山県	71%	20/28
広島県	58%	14/24
山口県	95%	19/20
全体	70%	89/127

【発注関係事務の運用に関する指針】

○ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。

■ フォローアップ

○ 令和7年度は、事前公表を実施している自治体について、建設企業が適切に積算を実施し入札を行っているか(技術力低下を防止する措置)等の具体的な対策内容について確認を行い、その実施結果を検証する。

(中国ブロック独自指標)

⑤入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

総合評価落札方式の制度基準を定め適切に運用した割合

【発注関係事務の運用に関する指針】

○工事の内容等に応じた入札契約方式の選択

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の内容や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努める。

<取り組み方針>

- 総合評価落札方式の適用基準を定める。
- 工事において、各機関における適用基準の整備状況、適切に発注しているか否かの確認を行う。
- フォローアップ
- 各県発注者協議会で、市町村を含めた取り組み結果や課題の確認を行うとともに、取組みを促す。

	総合評価落札方式の設定状況	
	R6実績 (単位: 機関数)	
国等	87%	13/15
鳥取県	70%	14/20
島根県	65%	13/20
岡山県	71%	20/28
広島県	96%	23/24
山口県	90%	18/20
全体	80%	101/127

(中国ブロック独自指標)

⑥ICT活用工事(土工)の発注者指定型取り組み状況

国、特殊法人等、県政令市において、ICT活用工事(土工)(発注者指定型)に取り組んでいる割合

<取り組み方針>

- ICT活用工事(土工)の発注者指定型の実施状況、要領等の策定状況を確認。
- 現在のICT活用工事(土工)の活用状況を確認するとともに、更なるICT活用工事の促進に向けて取り組む。

【発注関係事務の運用に関する指針】

○情報通信技術を活用した生産性向上

BIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

	ICT活用工事(土工)の発注者指定型の取り組み状況	
	R6年度 (単位:機関数)	
国等	60%	6/10
鳥取県	100%	1/1
島根県	100%	1/1
岡山県	100%	2/2
広島県	100%	2/2
山口県	100%	1/1
全体	76%	13/17

<国土交通省の実施状況>

工種	2023年度 [令和5年度]	
	公告 件数	うちICT 実施
土工	1,959	1,705
舗装工	402	277
浚渫工(港湾)	42	42
浚渫工(河川)	20	18
地盤改良工	225	196
合計	2,308	2,014
実施率	87%	

(単位:件)

<都道府県・政令市の実施状況>

工種	2016年度 [平成28年度]	2023年度 [令和5年度]	
	公告件数	公告 件数	うちICT 実施
土工	84	14,133	3,232
実施率		23%	

(単位:件)

※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協議中)を含む件数を集計。
※複数工種を含む工事が存在するため、合計欄には重複を除いた工事件数を記載。
※営繕工事を除く。

(全国統一指標)

⑦地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

【発注関係事務の運用に関する指針】

○施工時期の平準化

業務の履行期間の平準化は、繁忙期と閑散期の業務量の差を少なくし、年度末の業務の集中を回避させることに寄与するものであるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。

・発注見通しの統合・公表の実施

・繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し

・取組状況等の公表

<取り組み方針>

	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	目標平準化率(第4四半期設定割合)				
						R2	R3	R4	R5	R6
中国全体	0.47	0.47	0.45	0.47	0.45	0.50	0.45	0.42	0.40	0.35
国等機関	0.52	0.50	0.47	0.47	0.44					
鳥取県内	0.43	0.44	0.42	0.47	0.42					
島根県内	0.43	0.46	0.47	0.49	0.49					
岡山県内	0.48	0.49	0.45	0.46	0.46					
広島県内	0.47	0.44	0.43	0.46	0.46					
山口県内	0.47	0.48	0.45	0.45	0.42					

■フォローアップ

○2月頃、各県発注者協議会で、取り組み方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等行い、次年度へ生かす。

■平準化に向けた取組(中国地整)

- ・R7業務平準化目標(第4四半期35%以下)

履行期限	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
件数割合	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

発注機関毎に平準化率を記載する。

$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{第4四半期 [1~3月] に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「財団法人日本建設情報統合センター コリンズ・テクリスセンター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)

稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

※営繕業務は集計対象外

(全国統一指標)

⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む。

	国等機関	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R6実績	0.93	0.90	0.76	0.94	1.00	0.59

■フォローアップ

- 2月頃、各県発注者協議会で取り組み方針に対する結果や課題等を確認するとともに、未導入の発注機関に対して取り組みを促す。

【発注関係事務の運用に関する指針】

○低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

低入札による受注は、業務の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることが懸念される。ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

(中国ブロック独自指標)

⑨ウィークリースタンスの実施状況(履行状況の確認)

適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日としないことなど契約図書に明示し、取り組む

<取り組み方針>

■ウィークリースタンスの実施目標

◇中国地整

- ・令和元年度から全ての業務において、ウィークリースタンスを実施しており、引き続き取り組みを継続する。
- ※達成状況は、受注者から提出される実施報告や建設コンサルタンツ協会へアンケート等を通じて確認し、結果を基に課題や問題点を確認し次年度へ生かす。

◇5県・市町村

- ・全ての業務において、特記仕様書へ記載し、ウィークリースタンスの実施を位置づけているか否かの確認を行う。

■フォローアップ

- 各県発注者協議会で、市町村を含めた取り組み結果や課題の確認を行う。

【発注関係事務の運用に関する指針】

○受注者との情報共有や協議の迅速化等

業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスを推進する。受注者からの協議等について、迅速かつ適切な回答に努めるとともに、データがクラウド上で簡単にアクセスできる基盤を構築 するよう努める。

○適切な履行期間の設定

労働基準法に基づき、平成 31 年4月1日より順次、罰則付きの時間外労働規制が適用 されていることから、適正な履行期間の設定等の働き方改革への対応を進めていく 必要がある。履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地 域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週 休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由に より業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

	ウィークリースタンスの実施状況	
	R6年度（単位：機関数）	
国等	73%	11/15
鳥取県	55%	11/20
島根県	50%	10/20
岡山県	29%	8/28
広島県	46%	11/24
山口県	80%	16/20
全体	53%	67/127

全国統一指標の新たな設定方針

- 令和6年の品確法改正に伴い、新たな全国統一指標を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

	工事	測量、調査及び設計
必ず実施すべき事項	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③歩切りの根拠 ④適正な工期設定 ⑤施工時期の平準化【内容充実】 ⑥低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑦適切な設計変更 ⑧スライド条項の設定等【新】	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③適正な履行期間の設定 ④履行期間の平準化【内容充実】 ⑤低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑥適切な設計変更
実施に努める事項	①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】 ②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】 ③工事中の施工状況の確認 ④週休2日の質の向上【新】 ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】 ⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】	①情報通信技術を活用した生産性向上 ②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ③履行状況の確認 ④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】
災害対応	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】 ④共同企業体等の活用【内容充実】	⑤工事・業務の一時中止【新】 ⑥被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】

「第三次・全国統一指標」 ＋ 「地域独自指標」の設定

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

※地域平準化率の内訳となる各団体別の平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

※計算方法は別紙参照。当該月に工期が含まれるものを稼働件数に含める。

→品確法等の改正や現行指標の課題を踏まえ変更

②週休2日の達成状況(休日の確保)

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)

※工事対象期間(着手日から完成日の間)において、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を行ったと認められる工事の割合

※計算方法： $\frac{\text{該当年度に完了した工事(災害緊急復旧工事等を除く)のうち、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)行ったと認められる工事件数}}{\text{該当年度の工事完了件数(災害緊急復旧工事等を除く)}}$

(注1.該当年度は実績値を算出する年度のこと)

(注2.これまでと同様に災害緊急復旧工事以外で週休2日達成の集計対象から除く工事は各地域ブロックで判断。対象にならないとの説明がつくものとする。)

→品確法等の改正や現行指標の達成状況を踏まえ変更

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準
又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)。

→改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※少額随意契約の基準額が改正された

平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)の考え方の比較

- 平準化率(閑散期のボトムアップ)とは、通常**閑散期**である**4～6月期**における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標
- 平準化率(繁忙期のピークカット)とは、通常**繁忙期**である**1～3月期**における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

工事名と工期	工期													翌年度	
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
い工事：前年度11/3～9/26	←														
ろ工事：6/5～1/13			←												
は工事：9/17～3/28															
に工事：1/21～翌年度5/25											←			→	
※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）															
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	3件	3件	2件		
年度全体の月平均工事稼働数		24÷12													
4-6月期の月平均工事稼働数		4÷3													
1-3月期の月平均工事稼働数											8÷3				

平準化率(閑散期のボトムアップ)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 4～6月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記青枠内の「4～6月期の月平均工事稼働数」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」）を算出
- ④ 「4～6月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{\text{（4～6月期の月平均工事稼働数）}}{\text{（年度全体の月平均工事稼働数）}} = \frac{4 \div 3}{24 \div 12} = 0.67 \right]$$

平準化率(繁忙期のピークカット)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 1～3月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記赤枠内の「1～3月期の月平均工事稼働数」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」）を算出
- ④ 「1～3月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{\text{（1～3月期の月平均工事稼働数）}}{\text{（年度全体の月平均工事稼働数）}} = \frac{8 \div 3}{24 \div 12} = 1.33 \right]$$

← 双方の平準化率を1.00に近づけていく必要 →

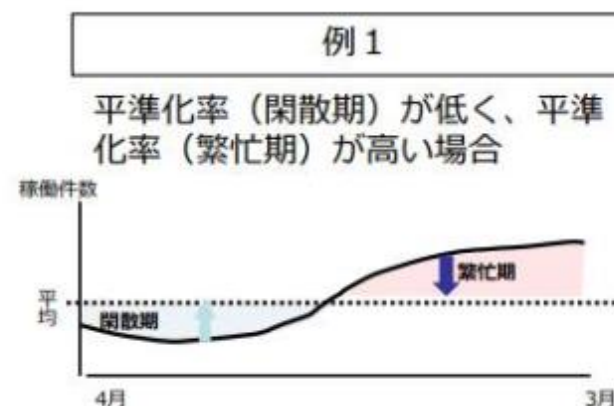
平準化率(繁忙期のピークカット)目標値の設定にあたっての考え方

平準化率(繁忙期のピークカット)実績値の分析

- 全市町村・都道府県における平準化率(繁忙期)の実績(R5年度)を分析した結果、【①平準化率(閑散期)が1以下かつ平準化率(繁忙期)が1以上】、【②平準化率(閑散期)及び平準化率(繁忙期)が1以下】のいずれかに概ね分類可能であった。
- なお、以下の類型はあくまで全体的な傾向を示した参考であり、類型論を所与の前提とするのではなく、個々の工事を分析の上、どの程度平準化の余地があるか、十分に議論する必要があることに留意。

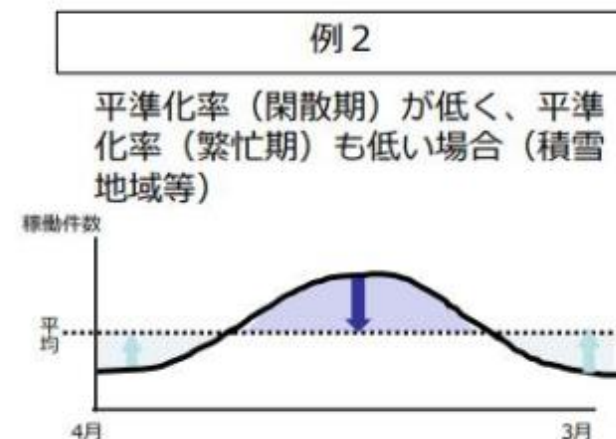
【①平準化率(閑散期)が1以下かつ平準化率(繁忙期)が1以上】

- この場合、春季(4月～6月)に工事施工量が少なく、冬季(1月～3月)に工事施工量が多いケース(例1)が典型である考えられる。
- この類型に該当する地域は、特に積算の前倒しや、早期執行のための目標設定等によるピークの低減に努めることとし、これらの取組の効力を見越した目標設定とすること。
- 一方で、例えば農業地域等では、農閑期に工事を行わざるを得ず、冬季の施工量削減が現実的に困難な場合もあるため、個々の工事の分析の結果、削減できない合理的な理由がある場合、平準化率(繁忙期)の目標値を現状維持とすることも差し支えない。



【②平準化率(閑散期)及び平準化率(繁忙期)が1以下】

- この場合、春季(4月～6月)と冬季(1月～3月)の工事施工量が少ない一方、秋季のピークが高いケース(例2)であり、積雪等により冬季の施工が物理的に困難である地域が典型と考えられる。
- この類型に該当する場合で、冬季の施工が物理的に困難である等合理的な理由がある場合には、目標値の設定にあたっては、現状維持とすることも差し支えない。
- 一方で、平準化率(繁忙期)の改善に取り組むことにより秋季のピークを低減し、年間の工事量の平準化に資することから、引き続き平準化率(繁忙期)の改善に努める。

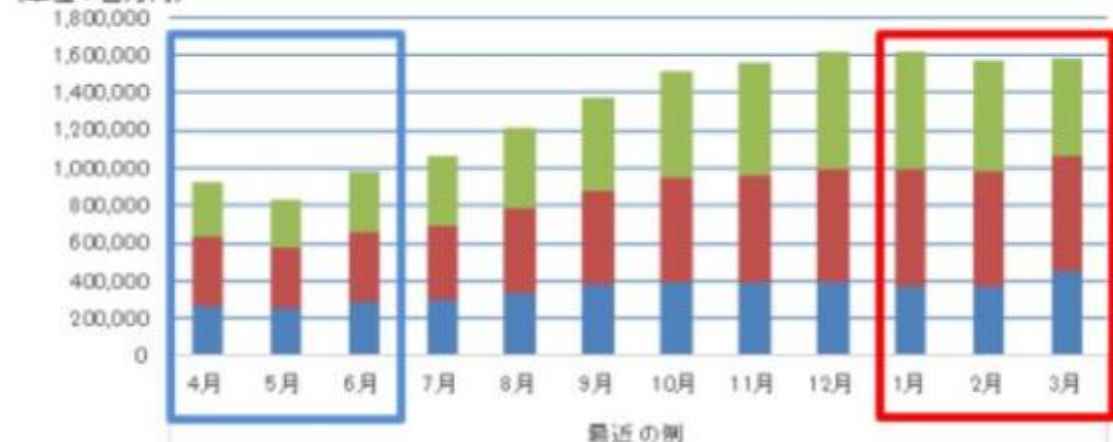


施工時期の平準化

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生
- 工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者（技能者）の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる懸念

公共工事における工事出来高の状況

（単位：百万円）



閑散期（青枠の期間、4月～6月）

（技能者） 仕事が少いため、収入が不安定になる
（建設業者） 人材・機材が需要に対して過剰

繁忙期（赤枠の期間、1月～3月）

（技能者） 仕事が多く、休暇を取得することが困難となり、長時間労働に陥りがち
（建設業者） 技術者が不足する懸念

⇒公共工事品質確保法では、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定。また、入札契約適正化法では、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることが努力義務とされている。

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化を推進する必要

平準化に対する全国各地公体の取組事例等を参考。

国土交通省HP: <https://www.mlit.go.jp/common/001344013.pdf>

地方公共団体における平準化の推進

さしすせそ事例集【第4版】

令和2年4月
土地・建設産業局建設業課
大臣官房技術調査課

目次

1. 平準化の概要・・・3

- 施工時期の平準化 対する取組（危機／対策）・・・3
- 平準化の推進 関係する関係機関との連携・・・3
- これまでの経緯／国土交通省における取組／対策の進め方／具体的な取組状況・・・7
- 平準化推進の進め方・・・11
- 平準化率の状況（都道府県）・・・12
- 市区町村における平準化率の分布状況（地域別／都道府県別）・・・13

2. 債務負担行為の活用・・・15 さ

- 工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・・・21
（都道府県・指定都市／市区／町村）
- 工期1年以上の工事における債務負担行為の活用・・・25
（都道府県・指定都市／市区／町村）
- 交付金事業等で積極的に設定している地方公共団体・・・28
（都道府県・指定都市／市区／町村）

3. 柔軟な工期設定（余裕期間制度の活用）・・・30 し

- 柔軟な工期設定（余裕期間制度の活用）・・・30
（都道府県・指定都市／市区／町村）

4. 速やかな繰越手続・・・36 す

- 速やかな繰越手続・・・36
（都道府県・指定都市／市区／町村）

5. 積算の前倒し・・・40 せ

- 積算の前倒し・・・42
（都道府県・指定都市／市区／町村）

6. 早期執行のための目標設定等・・・43 そ

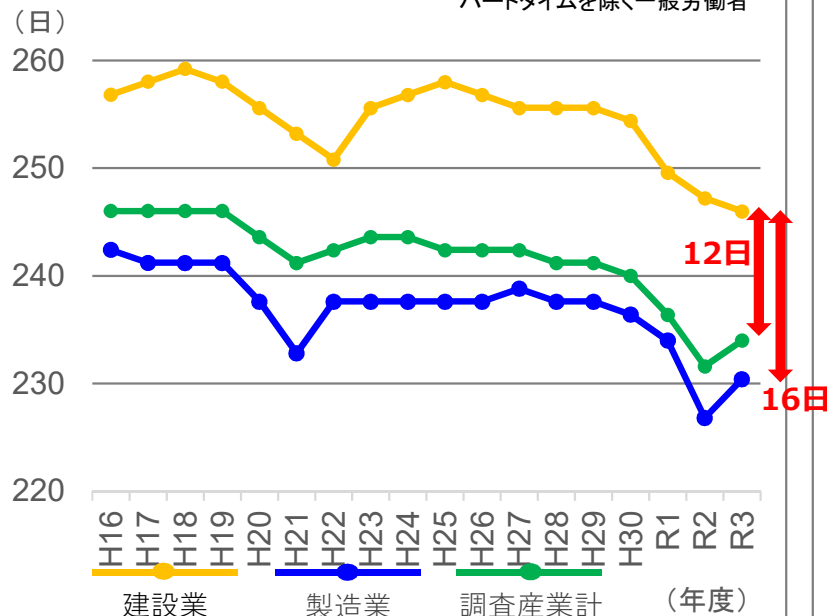
- 上半期の執行率等の目標設定・・・44
（都道府県・指定都市／市区）
- 予定年度10月までの執行率・・・45
（都道府県・指定都市／市区／町村）

（参考資料）・・・46

建設産業における働き方の現状

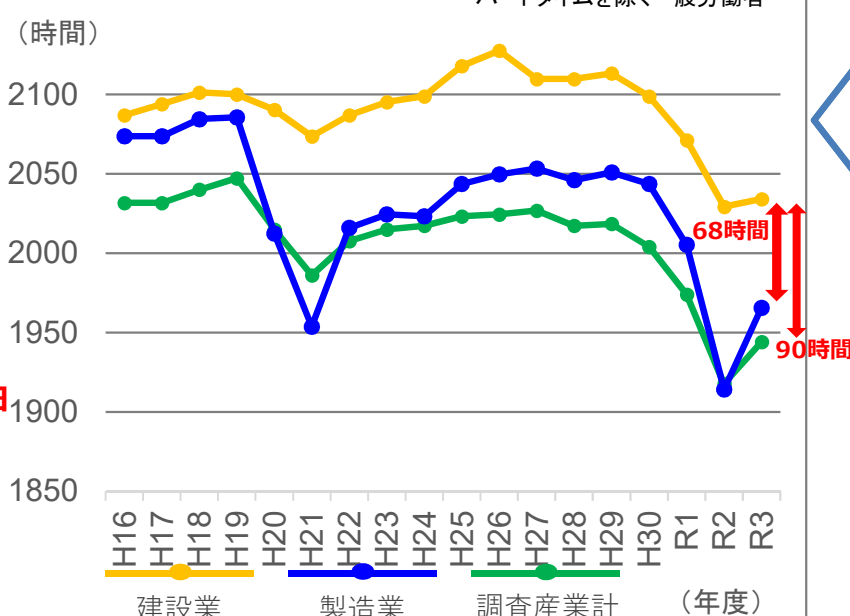
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

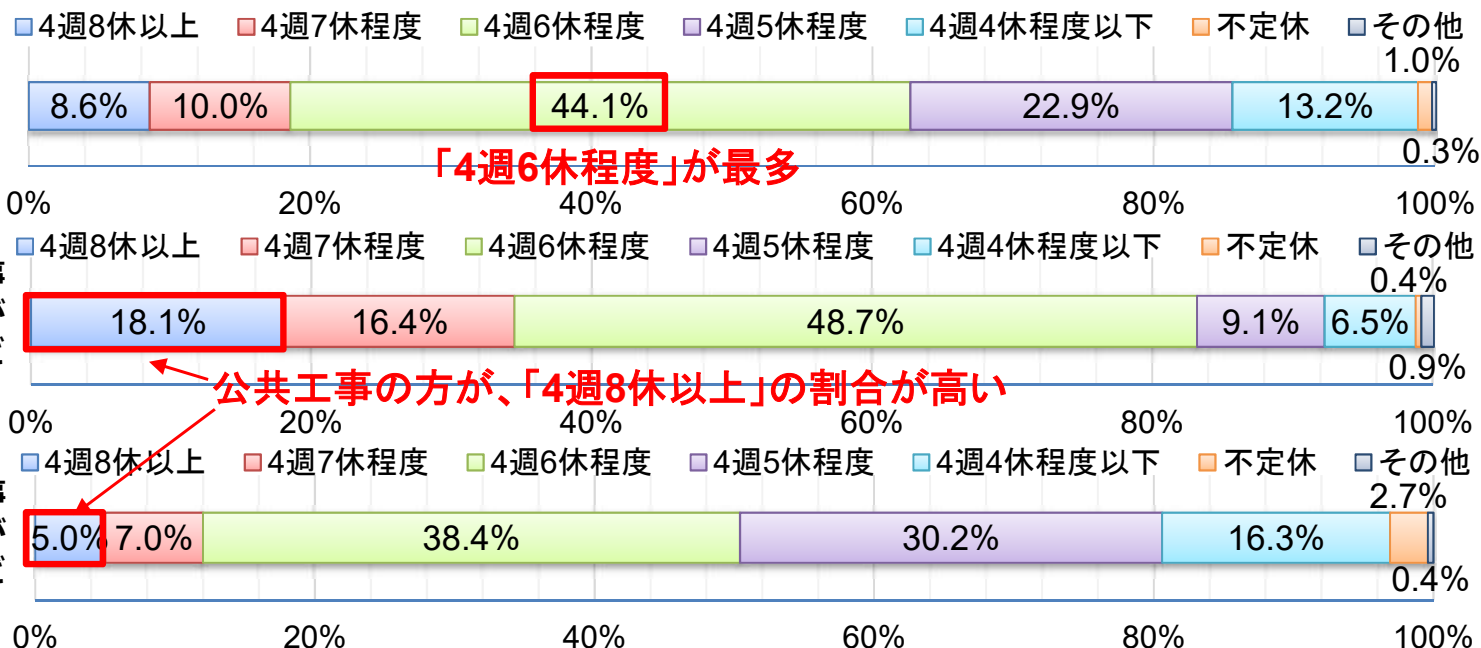
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

	従来の規制	見直しの内容「働き方改革関連法」(平成30年6月成立)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	《同左》 罰則：雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
↓ 36協定の限度	《厚生労働大臣告示：強制力なし》 (1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	《労働基準法改正により法定：罰則付き》 (1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年 720時間(月平均60時間) ② 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a.2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) b.単月 100時間未満(休日出勤を含む) c.原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 従来の制度を適用(猶予期間) ・令和 6年4月 一般則を適用(施行後5年以降)。 ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

ポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **時間外労働の上限規制への対応に必要な費用**を反映

全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比 ; +6.0%

主要12職種※ (23,237円) 令和6年3月比 ; +5.6%

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

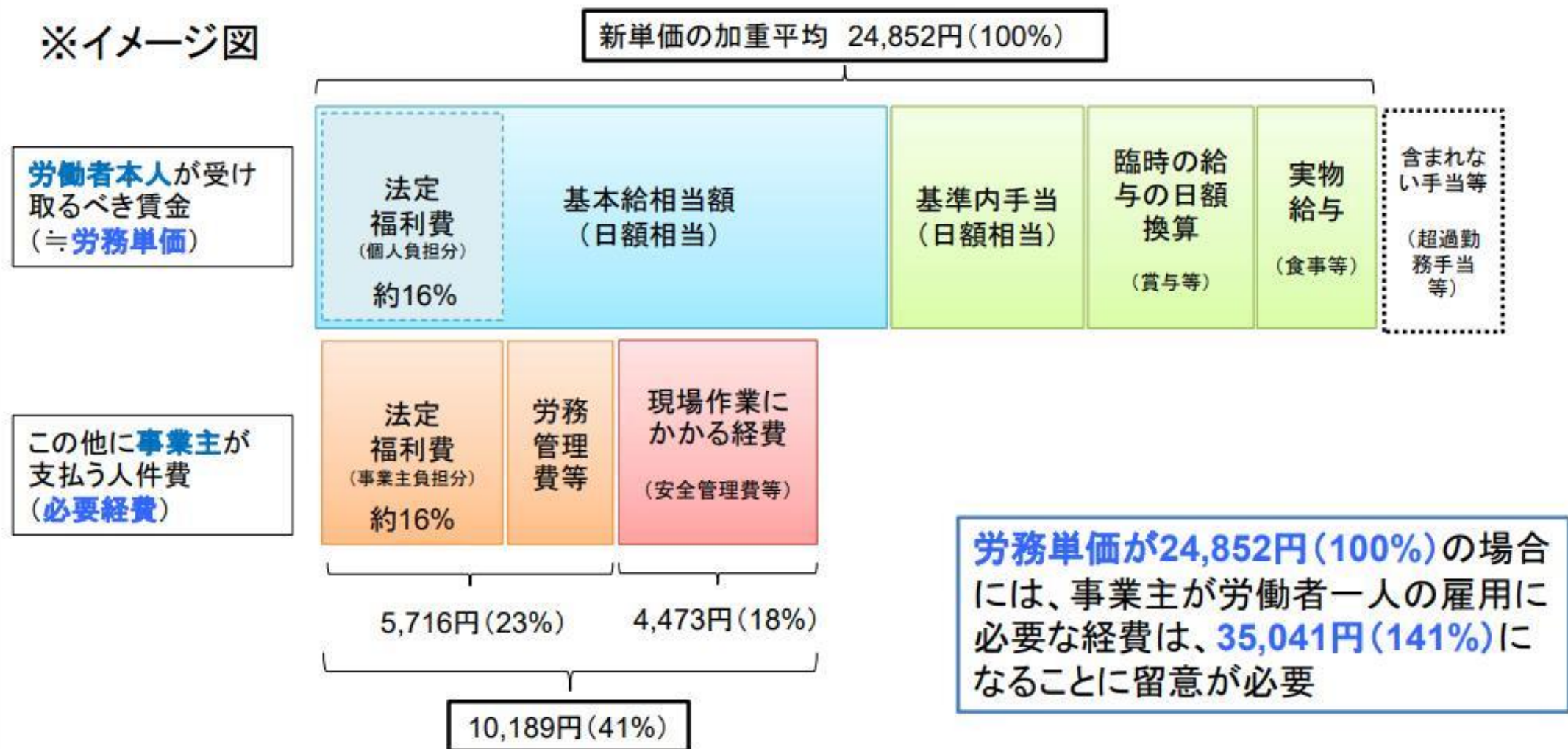
職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手（一般）	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手（特殊）	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価を設定**
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引くことは不当行為**

※イメージ図



R7年度 週休2日の取組み(中国地方整備局:令和7年4月1日以降公告工事から適用)



N o.	対象工事	公告時発注方式	入札時の予定価格 作成	工事着手前	精算変更時
1	■本官工事	発注者指定方式 (完全週休2日(土日) 【現場閉所】)	完全週休2日(土日)の 補正係数 を乗じる	現場閉所の計画を明記した 施工計画書を提出	現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日(土日)が未達成のものは、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行う。
2	■分任官工事	受注者希望方式 (完全週休2日(土日) 【現場閉所】) (契約締結後、受注者が選択) ①「現場閉所(完全週休2日(土日))」 ②「現場閉所(月単位)」	完全週休2日(土日)の 補正係数 を乗じる	受注者が次のいずれかを選択し、施工計画書に明示して提出 ①「現場閉所(完全週休2日(土日))」 ②「現場閉所(月単位)」	現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日(土日)が未達成のもの又は完全週休2日(土日)の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行う。
3	■本官工事 ※	発注者指定方式 (完全週休2日交替制)	完全週休2日交替制の補 正係数 を乗じる	交替制の計画を明記した 施工計画書を提出	休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行う。
4	■分任官工事 ※	受注者希望方式 (完全週休2日交替制) (契約締結後、受注者が選択) ①「交替制(完全週休2日)」 ②「交替制(月単位)」	完全週休2日交替制の補 正係数 を乗じる	受注者が次のいずれかを選択し、施工計画書に明示して提出 ①「交替制(完全週休2日)」 ②「交替制(月単位)」	休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行う。

※ ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日(土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇)に作業が必要な工事
 ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

完全週休2日(土日)の実現に向けた取り組み

■ 中国地方整備局におけるR7取り組み方針

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- **令和7年度からは、完全週休2日(土日)の実現に向けた取組を実施**

週休2日工事の発注方針(案)



※契約後に完全週休2日か月単位の週休2日を選択

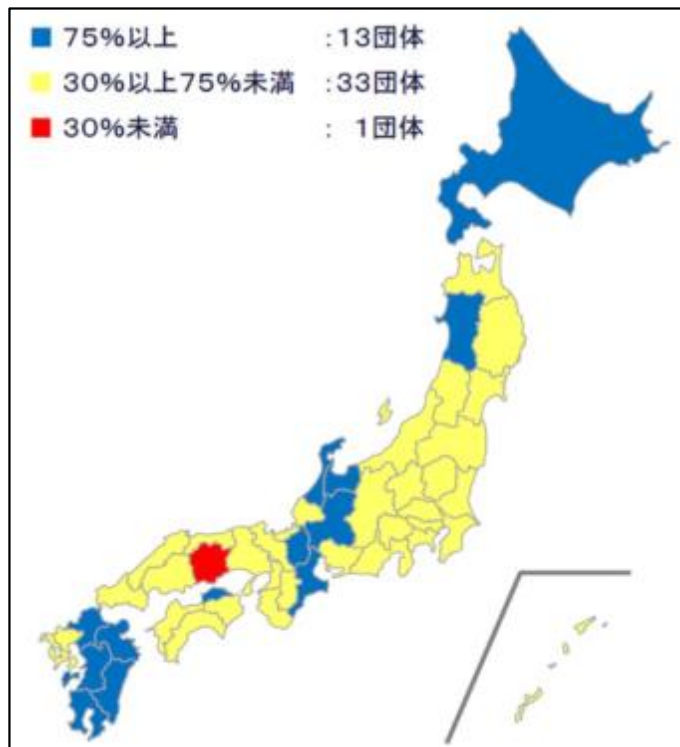
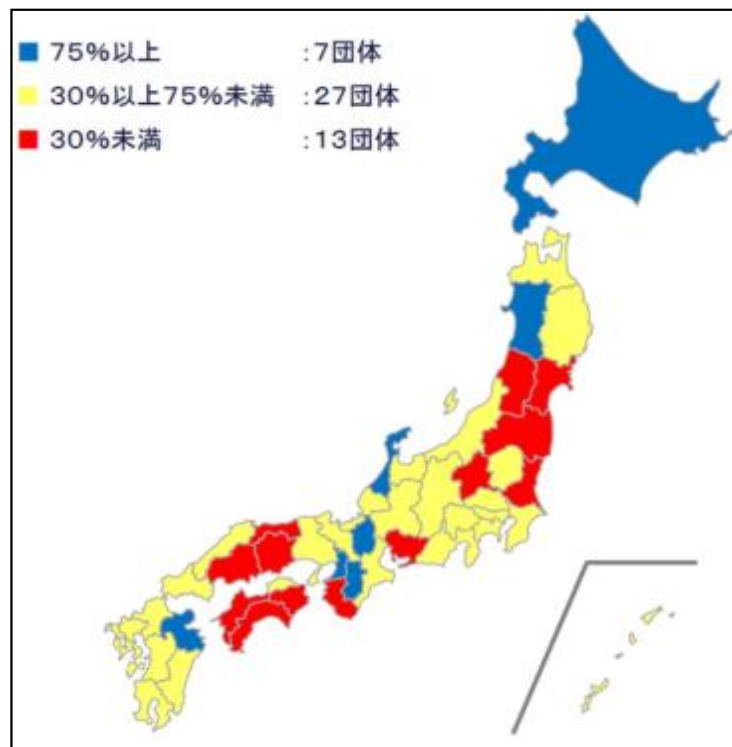
発注方式 \ 週休2日の種類	完全週休2日(土日)	月単位	通期
	【補正係数】 ・労務費 1.02 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03	【補正係数】 ・労務費 1.02 ・共通仮設費率 1.01 ・現場管理費率 1.02	【補正係数】 なし
本官 発注者指定方式 <完全週休2日(土日)>	当初発注		
分任官 受注者希望方式 <完全週休2日(土日)>	当初発注	契約後に選択可	

生産性向上、働き方改革に向けた取り組みについて

- ・週休2日の取組については全国で着実な進展が見られているところ。
- ・中国ブロックにおいては整備局・5県2市で**共通目標**を設定し、週休2日の取組を推進する。

令和4年度週休2日達成率(都道府県)

令和5年度週休2日達成率(都道府県)



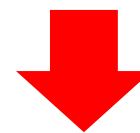
令和7年度共通目標

①国・県
完全週休2日(土日)を導入

※受注者希望型を含む

②政令市
月単位の週休2日を導入

※発注者指定型



達成率の飛躍的に向上

〔ダンピング対策〕低入札価格基準の計算式の改定

低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

国交省直轄工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

H29.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

H31.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

R4.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.68
上記の合計額×消費税

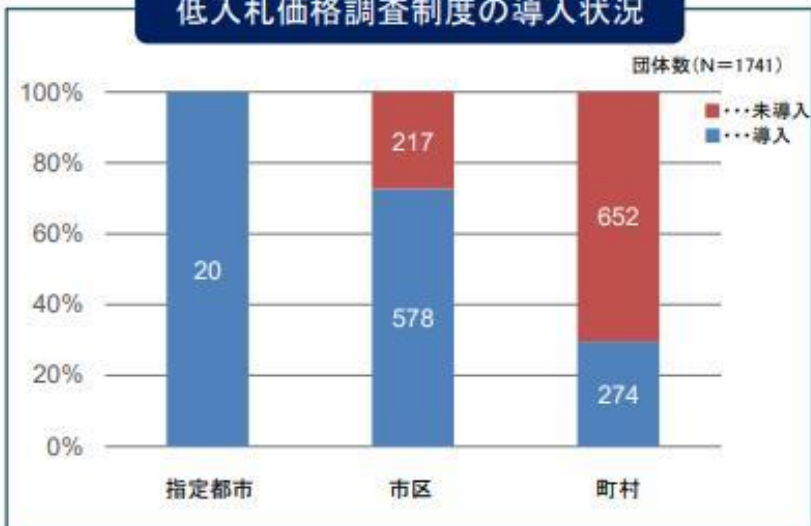
※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

○「最低制限価格制度」又は「低入札価格調査制度」の**いずれも未導入の市区町村は全国で69団体まで減少**

最低制限価格制度の導入状況

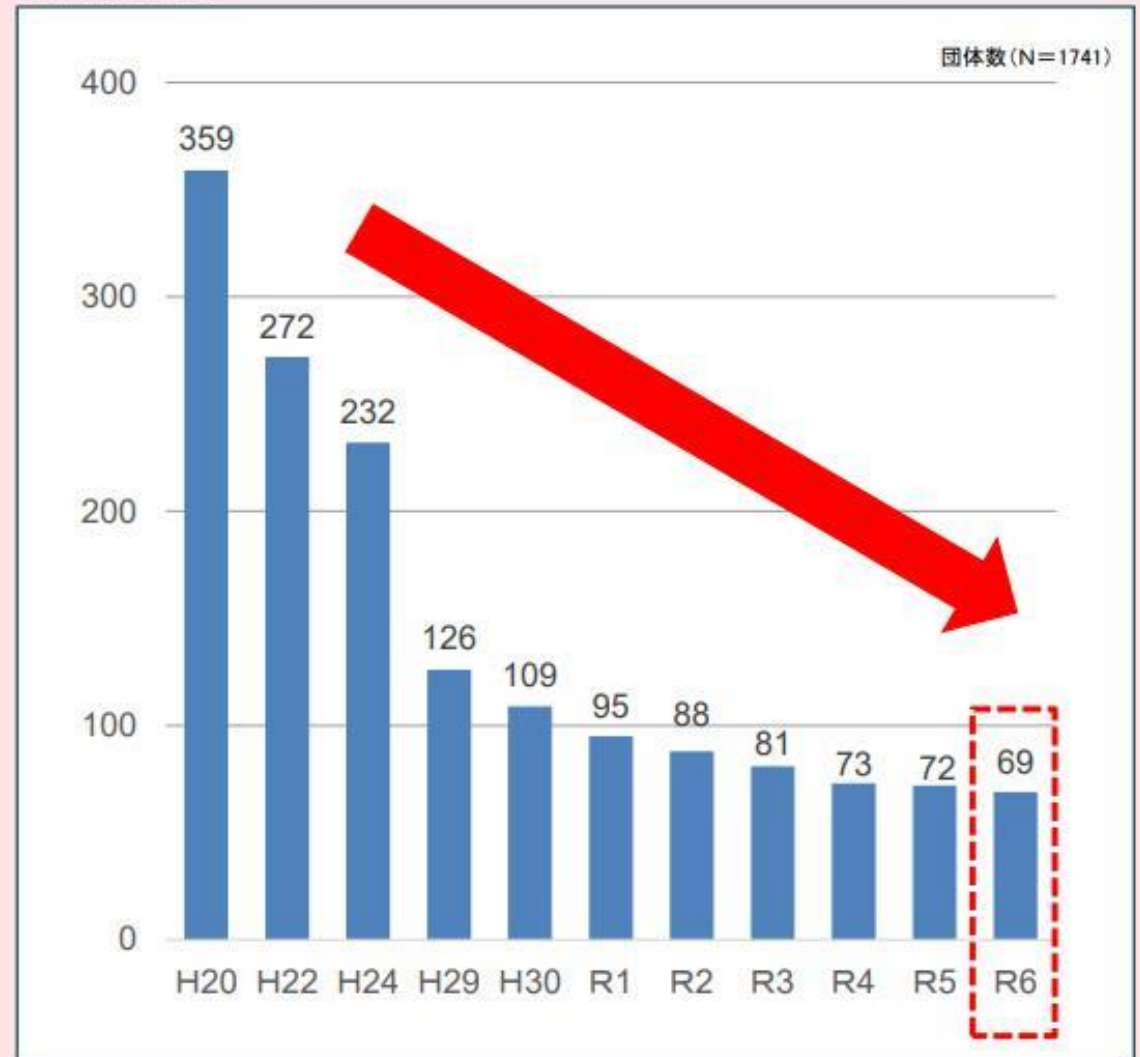


低入札価格調査制度の導入状況



いずれの制度も未導入の団体

団体数の推移

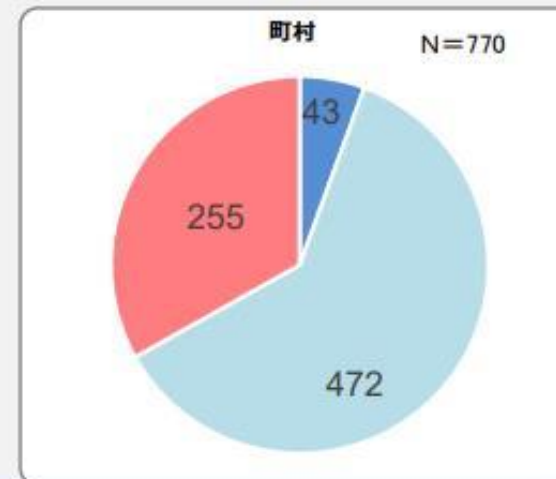
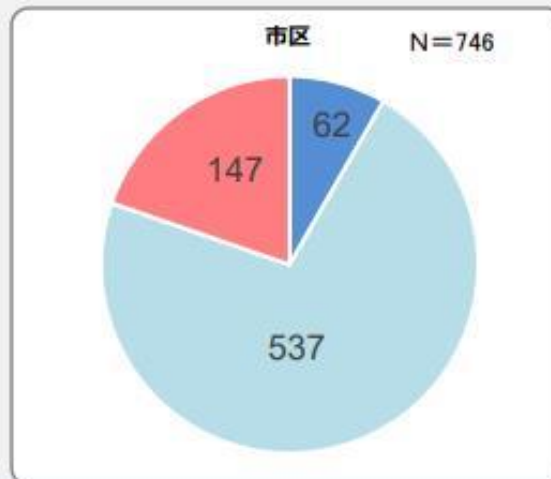


- 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**8割近くの団体が最新の中央公契連モデルを採用**
- 算定式の設定水準が低い団体について、引き続き**設定水準の見直しを要請**

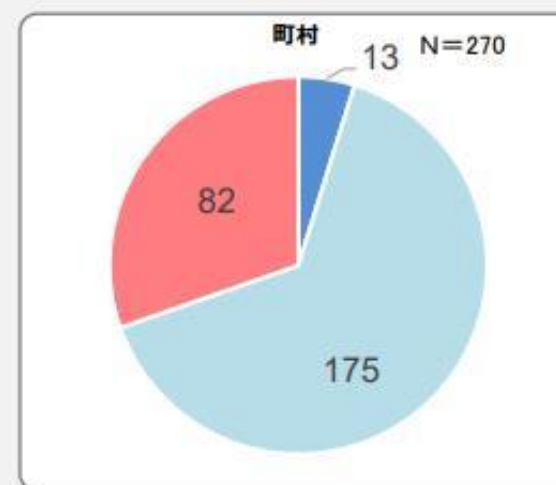
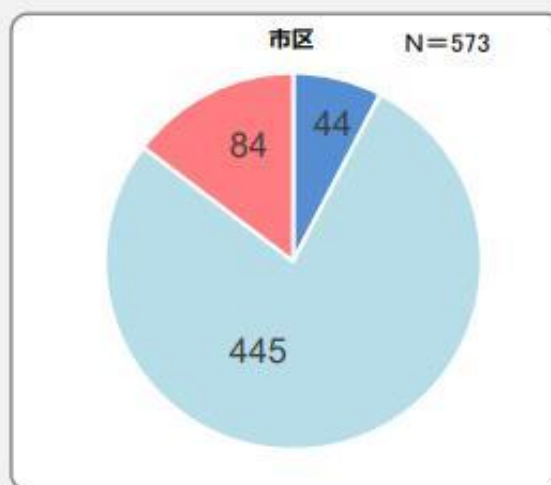
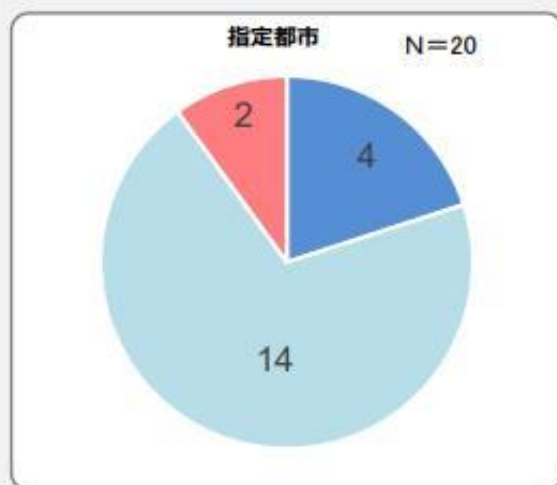
■・・・R4年公契連モデルを上回る水準 ■・・・R4年公契連モデル相当の水準 ■・・・その他の水準、算定式非公表

※ 算定式非公表団体のうち、使用しているモデルが判明している団体の回答は、それぞれの項目に振り分けて集計している。

最低制限価格算定式の設定水準



調査基準価格算定式の設定水準



注) 技術開発・導入状況に応じ随時見直し

		R6年度	R7～R8年度	R9～R10年度	当面の目指す姿
【ICT施工】 ① 共通データ環境の整備 1) 建設現場における施工の見える化促進 2) データ共有基盤の整備 ② ICT施工普及促進 1) ICT施工原則化	ICT施工 Stage II を普及促進することで施工の最適化を目指す取組			活用促進	施工データを活用した施工の最適化  <環境> 建設現場で得られるリアルタイムな 施工データ を、 施工業者が抵抗なく活用できる環境が整備 されている
	施工データを集約・活用するための共通データ環境の整備			試行運用	
	ICT施工の原則化により抵抗なく実施する環境が整う	施工者希望 I 型の廃止	土工、浚渫工の原則化	原則化工種の拡大	
		※土工、浚渫工(河川)より開始し順次拡大			
試行工事		上記に関する試行工事・モデル工事を随時実施			

原則化に伴う変更点

【発注方式】

〈現状〉

- ・発注者指定型
- ・施工者希望型
(発注金額、施工数量により決定)

〈R7年度〉

発注者指定型のみ

【工事成績評点における加点措置の廃止】

〈現状〉

- ・起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事 : 1点の加点
- ・起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事 : 2点の加点

〈R7年度〉

廃止

【ICT活用工事における提出書類の削減】

「精度確認試験結果報告書」及び「出来形管理図表」の提出書類の削減を実施

〈現状〉

- ①施工計画書(使用する3次元計測機器、ソフトウェア等)
- ②3次元設計データチェックシート(R4年度から簡素化)
- ③精度確認試験結果報告書
- ④出来形管理図表 等

〈R7年度〉

③精度確認試験結果報告書の削減

・精度確認試験結果のみの提出とする。

④出来形管理図表の提出書類の削減

・デジタルデータを活用し監督・検査等を実施した場合、出来形管理図表の作成・提出を不要とする。

【ICT活用拡大】直轄工事での活用拡大(工種の拡大)

○国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充しており、令和6年度から既成杭工（鋼管ソイルセメント杭工）、付帯道路施設工、電線共同溝工の適用を開始
○令和7年度の適用に向けて、地盤改良工（サンドコンパクションパイル工）の適用工種拡大及び舗装工（修繕工）の見直し検討を実施

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)		
ICT土工											
	ICT舗装工(平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)										
	ICT浚渫工(港湾)										
	ICT浚渫工(河川)										
		ICT地盤改良工 (令和元年度:浅層・中層混合処理) (令和2年度:深層混合処理)							(令和6年度:ペーパードレーン工) 締固め改良工拡大 (サンドコンパクションパイル工)		
		ICT法面工(令和元年度:吹付工、令和2年度:吹付法砕工)									
		ICT付帯構造物設置工									
			ICT舗装工(修繕工)							基準類見直し	
			ICT基礎工・ブロック据付工(港湾)								
					ICT構造物工 (橋脚・橋台) (基礎工(既製杭工)) (基礎工(矢板工)) (基礎工(場所打杭工)) (橋梁上部)		基礎工(既成杭工)拡大 (鋼管ソイルセメント杭)				
					ICT海上地盤改良工(床掘工・置換工)						
					ICT擁壁工						
						ICTコンクリート堰堤工					
					小規模工事へ拡大 (小規模土工)		・付帯道路施設工等 ・電線共同溝工				
			民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大								

受発注者のコミュニケーション【ウィークリースタンス】

1. 目的

○受発注者協同のもと、計画的に業務を遂行することにより、労働環境のさらなる改善を目指す。

2. 実施内容

ウィークリースタンス実施項目について特記仕様書に記載し、取り組むものとする。

■ 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。

① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。 ② 施工時間外の立会の設定は行わない。

③ 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。

■ 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。

④ 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。

■ 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。

⑤ ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から 24 時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。

⑥ 三者会議の積極的な開催を働きかける。

⑦ 「土木工事書類作成マニュアル」に則り、不必要な資料は求めない、提出しない。

⑧ 現地状況が異なる場合等にあたっては、受注者と遅滞なく協議・調整し、設計変更審査会を迅速に開催する。
開催にあたっては現地、WEB 会議開催等により効率化を図る。

⑨ 「工事一時中止に係わる運用ガイドライン（案）」に則り、適切な措置を執る。

⑩ 「工事請負契約に係る設計・変更ガイドライン（案）」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。

⑪ 検査書類限定型工事で定める検査書類以外の項目は求めない、提出しない。

3. 対象

発注者支援業務を含む全ての業務を対象。平成30年12月より、全ての業務で特記仕様書に記載。

ただし、災害対応等の緊急を要する場合は除く。

働き方改革の推進！

～現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事に～

月

火

水

木

金

土

日

月

1

マンデー・ノービリオド

・月曜日を依頼の期限日としない

2

ウェンズデー・ホーム

・水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない

・水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない

16時～

3

フライデー・ノーリクエスト

・金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない

4

イブニング・ノーリクエスト

・資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない

5

ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング

・勤務時間外（昼休憩含む）に掛かる打合せは行わない

R6年度 ウィークリースタンス報告状況

【R6. 4～】

- ・Webアンケート方式に変更
- ・検査時に検査職員へ実施状況の報告

工事	23%
業務	48%

※R6.9末時点

【R6. 11～】

- ・Webアンケート方式
- ・検査時の検査職員への報告を取り止め（生の声をダイレクトに受け取る）

工事	54%
業務	79%

※R7.2.18時点

ウィークリースタンス実施状況の報告方法

1. 工事・業務の受注者は、ウィークリースタンス実施報告【Webアンケート版】（整備局HP掲載）に実施結果を入力
2. 整備局は、取り組み状況を集計し、周知・改善を行う。

掲載先：中国地方整備局HP

<https://www.cgr.mlit.go.jp/consult/index.html>

国土交通省
中国地方整備局

ウィークリースタンス実施報告【Webアンケート版】

本アンケートは、標準項目について取り組んだ事業（標準版）が対象の入力フォームとなっております。
独自の項目について取り組んだ事業については、【追加編集版】からの入力をお願いします。

【はじめに】
本アンケートは、ウィークリースタンスの進捗状況について受注者の立場から把握するため、事務局から送付する調査票を抽出し、より良い働き方改革の実現を目指すための参考資料とするものであるため、事実に基づき迅速に回答をお願いします。
【本アンケート内容によって、受注者の不利益になる事はありません。】

【取り組む】
1. アンケートの所要時間は、5分程度です。
2. 入力した実施報告は、回答の送信前に印刷し、完成後必ず検査職員に提出して下さい。
3. 送信した実施報告は、企画部 技術管理課にて集計します。

※ 必読
基本情報

